

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅠ】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シリアル No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗 評価	担当部署	令和2年度の取組み予定	取組み指標	分類
I 1	防潮堤の津波浸水対策の推進	○津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、H26年度から既に防潮堤の液状化対策を実施している。H28年度までの3年間(集中取組期間中)で、第一線防潮堤のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。 ○続いて、H30年度までの5年間に第一線防潮堤(津波を直接防御)の対策を順に完了させ、R5年度までの10年間で全対策の完了をめざす。	要対策延長(府管理分:35.4km)のうち、 ○埋立地の背後や水門内側等にある防潮堤(約11km)の対策の推進	10.8km対策の推進(R1~R5)	○港湾(対策完了) 泉大津地区、大津南地区、貝塚地区、松屋三宝地区、高石南地区、大津北地区(計4.4km) ○河川(対策の着手・推進) 六軒家川(L=1.7km)、木津川(L=0.2km) ○港湾(対策の推進) 岸和田地区(0.6km)	取組実績は左記のとおり	①	環境農林水産部 都市整備部	○埋立地の背後や水門内側等にある防潮堤(残り約6.4km)の対策の推進	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	I
I 2	水門の耐震化等の推進	○地震発生後に、津波を防御する水門機能を確保するため、先行取組みとして、H26年度から三大水門を始めとする水門の耐震補強工事や、遠隔自動操作化などの水門の高度化を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。 ○老朽化が進んでいる三大水門(安治川水門・尻無川水門・木津川水門)は、高潮への対策に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として更新を行う。	○更新する木津川水門の詳細設計に着手	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	更新する木津川水門の詳細設計に着手	・水門の耐震化(都整部) 8/10基【H30】 ・水門の高度化(遠隔操作・自動化)(都整部) 12/17基【H30】	①	都市整備部	更新する木津川水門の詳細設計の完了	・水門の耐震化 8/10基 ・水門の高度化(遠隔操作・自動化) 12/17基	I
I 3	長期湛水の早期解消	□地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水の可能性があることから、集中取組期間中に、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。 □防災訓練の中で対応手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る。	訓練等を通じて対応手順の検証を行う。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・早期解消にむけた排水等の手順について、大阪市の関連部局への再確認を実施した。	—	①	危機管理室 都市整備部	・R1年12月に示された想定最大規模の高潮による浸水想定に基づいた、湛水の早期解消に向けた排水機能強化を行うため、関連部局と検討会を設置し協議を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II
I 4	密集市街地対策の推進	○地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、「大阪府密集市街地整備方針」及び「市整備アクションプログラム」に基づき、 □老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化 □広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備 □住民の防災意識を高め、自助・共助の応急体制を整える地域防災力の向上 □密集市街地の特長を活かし、新しい住民を呼び込むための暮らしやすいまちづくり(H30~) □各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化により、令和2年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。 【対象地区】(大阪市) 優先地区、(堺市) 新湊、(豊中市) 庄内、豊南町、(守口市) 東部、大日・八雲東町、(門真市) 門真市北部、(寝屋川市) 萱島東、池田・大和、香里、(東大阪市) 若江・岩田・瓜生堂	○「大阪府密集市街地整備方針」(H30.3改定)に基づき、各市において地区の特性に応じた施策を盛り込んだ「整備アクションプログラム」を更新し、事業のスピードアップを図る。 <まちの不燃化> ・老朽建築物の除却促進や道路拡幅などの地区公共施設の整備等 ・技術者等の派遣による市の事業執行体制の強化 ・民間事業者等と連携した戸別訪問による除却補助等の啓発 <延焼遮断空間の確保>(三国塚口線・寝屋川大東線) ・道路用地の買収交渉を重点的に実施 <地域防災力の向上> ・防災講座やワークショップ開催など地域への働きかけ ・感震ブレーカーの普及啓発 <暮らしやすいまちづくり> ・まちづくり構想の検討や、みどりを活かした魅力あるまちづくり <密集事業の見える化> ・「密集市街地まちの防災性マップ」のバージョンアップ 地区毎の改善状況を見える化	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	○地震時等に著しく危険な密集市街地の解消 70ha(計433ha) (R1取組実績) <まちの不燃化> ・老朽建築物等除却 約1,200戸、道路整備 約750m ・技術者等の派遣による市の事業執行体制の強化 6市11名を派遣 ・民間事業者等と連携した戸別訪問による除却補助等の啓発 4地区 <延焼遮断空間の確保>(三国塚口線・寝屋川大東線) ・道路用地の取得 約6,400m <地域防災力の向上> ・土木事務所や市等と連携した防災講座、ワークショップ等を実施 6市10地区 ・「建築防災啓発員制度」の協力企業等を拡大し、感震ブレーカーの普及啓発を実施 <暮らしやすいまちづくり> ・まちづくり構想の検討 3地区 ・コミュニティ農園の整備 1地区 <密集事業の見える化> ・延焼危険性の違いを3段階で示し、より分かりやすく解説したマップを公表 ・地区の改善状況が分かるよう取組みが本格化する前のマップを公表	取組実績は左記のとおり	①	住宅まちづくり部	以下の取組みを進めるとともに、密集市街地の早期解消に向けた新たな密集市街地整備方針を策定する。 <まちの不燃化> ・老朽建築物の除却促進や道路拡幅などの地区公共施設の整備等 ・技術者等の派遣による市の事業執行体制の強化 ・まちの安全性と魅力向上に向け、空家・空地活用を推進 <延焼遮断空間の確保>(三国塚口線・寝屋川大東線) ・道路用地の買収交渉を重点的に実施、一部整備工事に着手 <地域防災力の向上> ・防災講座やワークショップ開催など地域への働きかけ ・感震ブレーカーの普及啓発 <暮らしやすいまちづくり> ・まちづくり構想の検討や、みどりを活かした魅力あるまちづくり <密集事業の見える化> ・地区毎の改善状況を見える化	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	I
I 5	防火地域等の指定促進	市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制(防災街区整備地区計画等)の導入を働きかける。	市町村において、防火・準防火地域の指定拡大 ○都市計画マスタープランで位置付けのある市町村に対して、防火・準防火地域の指定拡大を推進するよう引き続き働きかけを行う。 (大阪府市町村都市計画主管課長会議や都市計画マスタープラン改定時に市町村に対して、防火・準防火地域の指定を働きかけ)	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・大阪府市町村都市計画等主管課長会議にて、防火・準防火地域の指定を働きかけ(5/17) ・都市計画マスタープラン改訂時に市町村に対して、順次、防火・準防火地域の指定を働きかけ	—	①	都市整備部	引き続き、市町村に対して、防火・準防火地域の指定について働きかけを行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	III
I 6	消防用水の確保	○地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを市町村に働きかける。 □耐震性防火水槽の整備促進 □ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用	①耐震性防火水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。 ②各地域の土地改良区と連携して、防災利活用協定の締結を促進 ③農空間保全委員会を活用し、市町村に対して防災利活用協定締結促進の働きかけ。(農空間保全委員会 17回/年(対象市))	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①耐震性防火水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかけ ②各地域の土地改良区等と連携して、防災利活用協定を締結(2土地改良区等) ③農空間保全委員会を活用し、市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結をPRし、促進を働きかけ	取組実績は左記のとおり	①	危機管理室 環境農林水産部	①耐震性防火水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかけ ②各地域の土地改良区と連携して、防災利活用協定の締結を促進 ③農空間保全委員会を活用し、市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結の促進を働きかけ(農空間保全委員会 15回/年(対象市))	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	III

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ ョ ン	No. ■ 目 標	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定		分 類
				取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標					
I	7	地下空間対策の促進	○津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、水防法に準拠した、避難確保・浸水防止計画の作成や避難誘導等の訓練、地下出入口の止水対策等の着実な実行を施設管理者に働きかける。	大阪市地下空間浸水対策協議会（府も参画）において策定されたガイドライン等をもとに、施設管理者へ取組状況の確認・充実されるよう働きかけ	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	大阪市地下空間浸水対策協議会（府も参画）において策定されたガイドライン等をもとに、大阪市において施設管理者へ取組状況の確認・充実されるよう働きかけた。	—	①	危機管理室	大阪市地下空間浸水対策協議会（府も参画）において策定されたガイドライン等をもとに、大阪市において施設管理者へ取組状況の確認・充実されるよう働きかける。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	IV
I	8	ため池防災・減災対策の推進	○地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、H27年度に「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定する。 ○同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。 ○また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。 □地震発生後、ため池の決壊防止のために、ため池管理者が水位低下を実施した際、防災テレメータを設置しているため池では、現場へ赴くことなく水位を確認できるため、ため池管理者などの負担軽減につながった。市町村、ため池管理者に対し、防災テレメータの設置促進を図る。 □地震発生後、ため池の決壊防止のために、府や市町村職員によるため池の点検を実施した際、事前に損傷状況等の情報を把握できていれば、下流への影響を踏まえ効果的な点検を実施することが可能であった。地震発生後、下流への影響を踏まえ効果的な点検をするため、ため池管理者による簡易な点検実施とその結果の府・市町村への迅速な報告について、ため池管理者を対象とする研修会等を通じて指導していく。	○ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の実施 ○診断結果を踏まえ、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施 ○対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用	①77箇所 ②12箇所 ③92箇所	①ため池防災・減災アクションプランに基づき、ため池の耐震診断を実施 ○耐震診断結果を踏まえ、低水位管理による応急対応及び耐震補強に向けた具体的な対策工法の検討（10箇所）、対策工の実施（2箇所） ②市町村に対し強く働きかけた結果、目標を上回るため池ハザードマップを作成	①84箇所 ②12箇所 ③105箇所	①	環境農林水産部	①ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の実施 ○診断結果を踏まえ、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施 ②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用	①75箇所 ②20箇所 ③132箇所	I
I	9	防災農地の登録促進	○地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地」の登録を促進する。	○引き続き農空間保全委員会(概ね15回/年 開催予定)を活用し、防災農地の登録制度を促進させる ○各市の危機管理部局に対して説明(概ね8市/年)を行い、制度導入を働きかける	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	各市に働きかけた結果、R1年度に和泉市、岸和田市、摂津市が新たに防災農地の登録制度を制定。	—	①	環境農林水産部	○引き続き農空間保全委員会(概ね15回/年 開催予定)を活用し、防災農地の登録制度を促進させる ○各市の危機管理部局に対して説明(概ね8市/年)を行い、制度導入を働きかける	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	IV
I	10	府有建築物の耐震化の推進	○地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、「新・府有建築物耐震化実施方針」をH28.8月に策定し、耐震化対策を実施する。 □府有建築物では、外装材等の脱落、破損の被害があり、業務継続は可能であったものの、発災直後は、施設運営に混乱が生じた施設があったため、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、構造体の耐震安全性の確保はもとより、天井、外装材等の2次構造部材の耐震化を推進する。	②府営住宅 「大阪府府営住宅ストック総合活用計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等） ③その他の一般建築物 「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	②府営住宅 「大阪府府営住宅ストック総合活用計画」に基づき耐震化事業を実施（耐震改修事業、建替事業等） ③その他の一般建築物 「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化事業を実施	②91.6%(H30:88.3%) <戸数ベース> 93.8%(H30:90.6%) ※R7目標：98.0%以上 ③92.9%(H30:92.2%) 府有建築物全体 94.4%(H30:92.2%) ※R2目標：95%以上	①	全部局	②府営住宅 「大阪府府営住宅ストック総合活用計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等） ③その他の一般建築物 ・「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	III
			・特定天井部において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。 ・「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づく2次構造部材等のうち特定天井の耐震対策として、未対策施設（17施設、23箇所）を対象に、施設運営への影響を極力少なくする工法、施工時期、コスト等の計画を検討し、取りまとめる。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・特定天井部において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を働きかけた。 ・「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づく2次構造部材等のうち特定天井の耐震対策として、未対策施設（17施設、23箇所）を対象に、施設運営への影響を極力少なくする工法、施工時期、コスト等の計画を検討し、取りまとめた。				全部局	・特定天井部において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。 ・未対策施設（17施設、23箇所）の施設所管課に対し、R1年度にとりまとめた計画を提示する。		

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ リ ャ ブ	No. ■ 内 容 重 点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定		分 類
										取組み指標	取組み指標	
I	11	学校の耐震化 (府立学校、市町村立学校、私立学校)	<p>○地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10か年戦略プラン(H18～27)」に基づき、耐震化対策を実施中であり、H27年度までに、府立学校(高等学校、支援学校)については、耐震化率100%をめざした。</p> <p>□また、H28年度以降については、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～R7)」に基づき、以下の取組みを進める。</p> <p>□市町村立学校(小中学校等)については、R2年度までに耐震化が完了するよう、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。</p> <p>□私立学校については、R2年度までに、耐震化率が95%以上となるよう、学校設置者(学校法人等)に対して耐震化を働きかける。</p> <p>□吊り天井等、2次構造部材の耐震化については、府立学校において、H30年度完了に向け、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。</p> <p>□地震によるブロック塀の倒壊で死亡事故が発生し、ブロック塀の安全性が問われることとなったため、調査の結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去等を行う。</p> <p>□地震・台風によりほぼすべての府立学校で被害が発生した。今後、起こりうる大規模災害に備え、府立学校の安全点検について、学校職員による日常の点検に加え、建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に委託し、点検を実施しているが、今後、今回の被災状況を踏まえた調査内容を追加し、点検を行うことなどについて検討していく。また、より速やかな業務実施に向け、専門家との連携を検討する。</p> <p>□被害の中には、施設の老朽化が原因の一つと考えられるものがあつたため、府立学校の老朽化対策について、令和元年度に「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を策定予定としており、方針の策定にあつては、この度の地震・台風による被災状況等をふまえ、検討していく。</p>	<p>○市町村立学校(小中学校等)について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけ</p> <p>○H30年度までとなっている私立学校耐震化緊急対策事業補助金制度を延長し、耐震化率の向上を加速させることで、学校生活における児童・生徒の安全・安心を確保する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○市町村立学校(小中学校等)について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施</p> <p>○私立学校に対して、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施</p>	<p>○耐震化率 H31.4.1現在(市町村立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 99.8% ・幼稚園 92.5%(私立学校) ・小中学校 97.5% ・高校 88.5% ・幼稚園 90.5% ・専修学校 92.7% 	①	住宅まちづくり部 教育庁	<p>(市町村立学校)</p> <p>○市町村立学校(小中学校等)について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけ(私立学校)</p> <p>○H30年度までとなっている私立学校耐震化緊急対策事業補助金制度を2年間延長し、耐震化率の向上を加速させることで、学校生活における児童・生徒の安全・安心を確保する。【予算額 292,972千円】</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	III
			<p>○引き続き府立学校におけるブロック塀において、優先対応と判断されたカテゴリー①の残り65校の撤去等を実施する予定。</p> <p>・建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に、H30年度における被災状況等を踏まえた調査内容を追加し、点検を行う予定。また、業務の速やかな実施に向けた専門家との連携について協議・検討を進め、「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」を締結した。</p> <p>・「府立学校施設の長寿命化に関する方針」をR1年度中に作成し、年度末に公表予定。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>・府立学校におけるブロック塀において、優先対応と判断されたカテゴリー①の残り65校の改修工事を実施。(うち4校は繰越)</p> <p>・建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に、H30年度における被災状況等を踏まえた調査内容を追加し、点検を行った。また、業務の速やかな実施に向けた専門家との連携について協議・検討を進め、「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」を締結した。</p> <p>・「府立学校施設の長寿命化に関する方針」をR1年度に作成し、年度末に公表。</p>	<p>取組実績は左記のとおり</p>	①	住宅まちづくり部 教育庁	<p>・引き続き府立学校における前年度より繰越したカテゴリー①の4校の改修を完了させるとともに、カテゴリー②および③の25校の撤去改修を実施予定。</p> <p>・一般社団法人大阪府建築士事務所協会と、R1年度に締結した「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」に基づき、協力事務所と連絡体制の整備に努める。</p> <p>・R1年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を踏まえた「実施計画」(R3年度からの5年間)の策定を行う予定。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>		
I	12	病院・社会福祉施設の耐震化	<p>○地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～R7)」に基づき、耐震化対策を進め、補助制度のさらなる活用を図る等、建物所有者に耐震化を働きかける。</p> <p>□一部の老朽化した病院の施設一部破損等により、医療提供に支障が生じたことから、国庫補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化促進に向けた取組みを支援する。</p>	<p>国補助制度の周知や活用を図りながら、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>大阪府救急・災害医療情報システムに係る説明会において、補助制度の説明並びに耐震診断及び耐震改修の働きかけを実施(1/28・29の2日間開催、274機関参加)</p> <p>5病院に対して補助金を交付し耐震改修工事を実施している。</p>	<p>耐震化率の向上 (H30 66.9%、→R1 68.3%)</p>	①	福祉部 健康医療部 住宅まちづくり部	<p>国補助制度の周知や活用を図りながら、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	III
I	13	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	<p>○地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～R7)」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みにより木造住宅、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を建物所有者等に働きかける。</p> <p>○また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。</p> <p>○大阪府北部を震源とする地震の被害状況や国における耐震診断義務化建築物の目標設定、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられた切迫した状況を踏まえ、更なる耐震化の取組みについて、H30年7月に大阪府耐震改修促進計画審議会へ諮問し、以降審議している。</p> <p>○審議会からの答申を踏まえ、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」を改定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、更なる耐震化の促進に取り組んでいく。</p> <p>・北部地震では、5万棟を超える住宅の被害が発生した。危険な住宅・建築物を着実かつ早急に減らすため、更なる耐震化の促進のための取組みを進めていく。</p> <p><空き家対策></p> <p>・北部地震など度重なる災害による被害を受けて、周辺に危険を及ぼす恐れのある状態まで一気に悪化した空き家が生じた。</p> <p>・所有者への迅速な連絡など、対応する市町村の課題が明らかになり、災害時の空き家対策の強化が求められる。</p> <p>・災害時の空き家対策の強化を図るため、災害時の業務円滑化に向けた対応方策や事例等をまとめた技術的助言を策定し、市町村に対する支援を行うとともに、相談窓口の周知等、意識啓発の取組みを進めていく。(参考)「空き家総合戦略・大阪2019」</p>	<p>○住宅</p> <p>①木造住宅の耐震化</p> <p>・市町村及び事業者等と連携し、リフォームの機会や中古住宅の流通の機会を捉えた普及啓発を進める。</p> <p>②分譲マンションの耐震化</p> <p>・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、市町に対して補助制度の創設を働きかける。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○住宅</p> <p>①木造住宅の耐震化</p> <p>・耐震性が不足する木造戸建住宅(約10万戸)に対し、市町村及び民間事業者(まちなま事業者等)と連携し、リフォームとあわせて耐震改修の啓発チラシを作成し、個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った。</p> <p>②分譲マンションの耐震化</p> <p>・市主催のセミナーにおいて、パンフレットの配布を行い耐震化促進に向けて普及啓発を行うとともに、補助制度のない市に対し、市内の分譲マンションの状況及び他市での事例を説明し、制度の創設を働きかけ、制度のある市に対しては国の補助率の拡充にあわせて制度改正を行うよう働きかけた。</p>	<p>取組実績は左記のとおり</p>	①	住宅まちづくり部	<p>○住宅</p> <p>①木造住宅の耐震化</p> <p>・市町村及び事業者等と連携し、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。</p> <p>②分譲マンションの耐震化</p> <p>・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。</p> <p>・市町に対して補助制度の創設及び補助率の拡充を働きかける。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	III
			<p>○耐震診断が義務付けられた大規模建築物</p> <p>・所有者が具体的にイメージできる事業化の方法等に関する提示に関して検討し、効果的な働きかけを行う。</p> <p>○空き家対策</p> <p>・災害時の業務円滑化に向けた対応方策や事例等をまとめた技術的助言を年内に策定し、市町村に示す。</p> <p>・「災害への備え」をテーマに、空き家所有者等への普及啓発を進める。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○耐震診断が義務付けられた大規模建築物</p> <p>耐震診断が義務付けられた大規模建築物について、耐震改修補助を検討する所有者に補助制度の説明を行った。</p> <p><空き家対策></p> <p>・災害時における空き家所有者の早期確知などの対応策を示した市町村向けマニュアルを策定した。また、専門家派遣等により市町村における意識啓発セミナーの開催を支援するとともに、NTTタウンページと連携して「災害への備え」をテーマにしたリーフレットを作成し、大阪府北部を中心に19市町域で全住戸で配布した。</p>	<p>取組実績は左記のとおり</p>	①	住宅まちづくり部	<p>○耐震診断が義務付けられた大規模建築物</p> <p>補助制度・税制の優遇・他府県の改修事例等を説明し、所有者への働きかけを行う。</p> <p><空き家対策></p> <p>・市町村向けマニュアルを活用し、市町村における災害時の業務円滑化の取組みを促進していくとともに、民間団体等と連携して、意識啓発セミナーの開催支援や空き家・住まいの相談窓口の周知に引き続き取り組んでいく。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>		

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

ミッション	No. (重点)	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗評価	担当部局	令和2年度の取組み予定	取組み指標	分類	
I	14	民間ブロック塀等の安全対策	<p>○ブロック塀所有者等に対して、建築基準法の規定の遵守の周知徹底などにより、耐震化について普及啓発する。</p> <p>○民間のブロック塀等の所有者に除却費用の補助を行う市町村に対し、期限を設けて緊急に補助 (H30・R1) を行い、危険なブロック塀等の除却を促進する。</p> <p>○既存の危険なブロック塀や新設するブロック塀等に対して、建築基準法に基づく指導等を行う。</p> <p>□北部地震では、ブロック塀等の転倒や倒壊が多数発生し、死傷者が出た。ブロック塀等の危険性や安全対策等について、所有者等への確実な普及啓発の強化や、所有者の負担軽減等への支援策、行政等の指導等により、総合的な安全対策を強力に進めている。</p>	<p>・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発や指導を行うとともに、期限を設けた除却補助を行い、早急に安全対策を行う</p> <p>・指導を実施した案件について、改善等が行われているか状況確認を行い、改善されていない塀に対しては勧告等も視野に指導を強化する。</p> <p>・引き続き新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>・民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、市町村と連携し、個別訪問等により安全対策の普及啓発を行った。</p> <p>・民間の危険なブロック塀の除却補助については、期限を2ヶ年 (R3年まで) 延長した。(R1年度補助実績 1,091件)</p> <p>・危険性ありと判断した220件について、所有者等に対し、改善指導を3回実施 (6月、11月、3月) した結果、57件の改善済</p> <p>・新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行った。</p>	<p>取組実績は左記のとおり</p>	<p>①</p>	<p>住宅まちづくり部</p> <p>住宅まちづくり部</p>	<p>・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発を行うとともに、令和3年度まで延長した除却補助制度により、早急に安全対策を行う。</p> <p>・引き続き、改善されていないブロック塀については、危険性を考慮の上、優先順位付けを行い、市町村と連携し改善されていない塀に対しては勧告等も視野に指導を強化する。</p> <p>・新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行っていく。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	I	
I	15	住宅の液状化対策の促進	<p>○地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置している。</p>	<p>・引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に設置した相談窓口において、相談を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに相談窓口を設置</p>	<p>—</p>	<p>①</p>	<p>危機管理室</p> <p>住宅まちづくり部</p>	<p>引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
I	16	的確な避難勧告等の判断・伝達支援	<p>○河川氾濫、土砂災害、高潮や津波が想定される市町村において、津的的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達を行うためのマニュアルの策定・充実が図られるよう、情報提供を行うなど、市町村の取組みを支援する。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震など、度重なる災害により各市町村では、マニュアル等に基づき避難勧告、指示を行った。その際の課題や問題点について検証を行い、必要に応じマニュアルの改訂を行う。</p> <p>□各市町村の防災担当者に対する各種の防災気象情報を適切に理解・活用し、適切なタイミングでの体制強化、避難に関する判断を行うなど防災対応力の向上を図る。</p>	<p>○平成30年7月豪雨を教訓に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、市町村の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の修正を働きかける。</p> <p>○府ホームページや各種イベント等を通じて、府民への周知を図っていく。</p> <p>○「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえ、適切な防災対応が行えるよう大阪府地域防災計画の修正を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○平成30年7月豪雨を教訓に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、市町村の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の修正を働きけるとともに、全市町村で警戒レベルを用いた避難情報の発令を開始した。</p> <p>○府民への周知について、府民向けのチラシの多言語化を行い防災意識向上に努めた。</p> <p>○「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえ、適切な防災対応が行えるよう大阪府地域防災計画の修正を行った。</p>	<p>—</p>	<p>①</p>	<p>危機管理室</p> <p>危機管理室</p>	<p>令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) の内容を踏まえ、市町村と協議し、台風期までに高潮避難の避難発令情報を策定する。</p> <p>想定最大規模の台風や降雨における浸水想定に対して、市町村において作成が必要となる避難計画およびハザードマップの作成改定の支援を行う。</p> <p>想定最大の高潮に対しては対象市町と垂直避難の在り方を協議し、必要に応じて津波避難ビル等の活用と確保の検討を働きかけ</p> <p>高潮浸水想定においてわかりやすいハザードマップの作成について市町村支援を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
I	17	地震・津波ハザードマップ等の作成 (改訂) 支援・活用	<p>○地震発生時に起こりうる建物倒壊、火災延焼や津波等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につながるよう、市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂を働きかける。</p> <p>○地震・津波ハザードマップを活用した防災訓練の実施を働きかける。</p> <p>○地震・津波ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上を図る。</p> <p>□西日本豪雨では、岡山県倉敷市の真備町において、洪水ハザードマップが策定されているにもかかわらず、これを知らない住民に被害が出るなど、ハザードマップ周知の重要性が再認識された。市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施について、更なる働きかけを行う。</p>	<p>①②市町村に事例紹介を行うなど、地震ハザードマップを活用した避難訓練の実施し府民の防災意識向上を図るよう働きかける。</p> <p>③沿岸市町に事例紹介を行うなど、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかける。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①②市町村に事例紹介を行うとともに、ハザードマップの再点検や避難訓練の実施を呼びかけ、府民の防災意識向上を図るよう働きかけた。</p> <p>③防災講演や防災イベントでハザードマップを活用し、身の回りの危険性について伝えるなど、府民の防災意識向上を図った。</p>	<p>全43市町村</p> <p>62回</p>	<p>①</p>	<p>危機管理室</p> <p>住宅まちづくり部</p> <p>危機管理室</p> <p>住宅まちづくり部</p>	<p>・防災講演や防災イベント等において継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。</p> <p>・令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) の内容を踏まえ、わかりやすいハザードマップの作成を市町村に働きかける。</p>	<p>コロナ禍を配慮し、様々な媒体を活用して働きかける。</p> <p>全43市町村 (市町村会議にて実施済)</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	18	堤外地の事業所の津波避難対策の促進	<p>○津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。</p>	<p>津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>沿岸市町に対し、堤外地を含んだ総合防災訓練の実施を働きかけた結果、高石市、岸和田市の2市で訓練実施した。</p>	<p>堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施</p>	<p>①</p>	<p>都市整備部</p>	<p>津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
I	19	沿岸漁村地域における防災対策	<p>○地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、集中取組期間中に船舶の動揺シミュレーションの結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。</p>	<p>一時避難地を活用した火災時や津波の伴わない地震時の避難訓練等の実施を引き続き働きかける</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>一時避難地を活用した火災時や津波の伴わない地震時の避難訓練等の実施を働きかけた</p>	<p>—</p>	<p>①</p>	<p>環境農林水産部</p>	<p>一時避難地を活用した火災時や津波の伴わない地震時の避難訓練等の実施を引き続き働きかける</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II	
I	20	船舶の津波対策の推進	<p>○港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、集中取組期間中に船舶の動揺シミュレーションの結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。</p>	<p>年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。</p>	<p>年1回の訓練に参画</p>	<p>訓練については次年度に見送られたが、関係機関と連携した訓練について検討がなされた。</p>	<p>年1回の訓練に参画</p>	<p>①</p>	<p>危機管理室</p> <p>都市整備部</p>	<p>年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。</p>	<p>年1回の訓練に参画</p>	IV	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ リ ャ ブ	No. ■ 内 容 重 点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定	取組み指標	分 類
I	21	石油コンビナート防災対策の促進	<p>○「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、ハード・ソフト対策が進むよう、事業者への働きかけ・必要な支援を行う。</p> <p><ハード対策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置 ○危険物タンクの津波による移動抑制のための管理油高（下限）の見直し ○泡消火薬剤の計画的な備蓄 など <p><ソフト対策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波避難計画の作成・見直し ○防災訓練の充実 ○津波避難情報の提供 など <p>○被災した特定事業者から、被害の報告が得られなかったため、連絡体制の再度の周知徹底を図る。</p> <p>○大阪府石油コンビナート等防災計画に、台風の高潮、強風による災害について、情報収集、応急活動の具体的方法を定めていなかったため、地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集、応急活動等を行う。</p>	<p>①特定事業者による対策計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期対策計画に基づき、特定事業者の防災対策として、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、安全に係る企業活動の再点検などの取組みを促進する。 ・H30年度の実績をとりまとめ公表する。 <p>②津波避難計画作成ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者以外の事業者の津波避難計画策定を促進するため、ワークショップ等を開催する。 <p>③高石大橋のアクセス情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供システムの運営管理を行うとともに、システムの周知、広報を行う。 <p>④防災対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泡消火薬剤の更新 ・関係機関、特定事業者と連携した防災訓練の実施 <p>⑤自然災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の高潮、強風による災害に関する、情報収集、応急活動の具体的方法等について、大阪府石油コンビナート等防災計画に盛り込む。 	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○特定事業者による対策計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期対策計画(H30～R2年度)の着実な実施を促進 ○特定事業者以外の事業者に、南海トラフ巨大地震を想定したワークショップ等を開催し、自主的な津波避難計画の作成を促進した。 ・堺東北臨海地区の1組合を対象にワークショップを開催（10社14名が参加） ・関西大学と連携し、防災スピーカーによる緊急放送の聞こえ方に関する調査を実施し、調査結果を踏まえ、津波発生時の情報収集についてのリーフレットを作成、周知 ○高石大橋のアクセス情報の情報提供システムの運営管理を行うとともに、ホームページ等で周知、広報を実施 ○関係機関、特定事業者と連携した石油コンビナート等防災本部訓練・現地本部訓練を1月17日に実施 <p>○高潮に関して公表された情報を収集するとともに、石油コンビナート等防災計画の修正について検討した。</p>	<p>取組実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室	<p>○特定事業者による対策計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期対策計画に基づき、特定事業者の防災対策として、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、安全に係る企業活動の再点検などの取組みを促進する。 ・第2期対策計画の実績をとりまとめるとともに、第3期対策計画の実施計画書をとりまとめ公表。 ○津波避難に関する啓発 ・特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成できるよう、津波避難に関する啓発資料の作成・送付等を行う。 ○高潮浸水想定に関する情報収集と特定事業者への情報提供を行う。 ○泡消火薬剤の計画的な更新に取り組む。 ○高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施 ○関係機関、特定事業者と連携した訓練の実施 <p>○大阪港湾局設置や特別防災区域の指定解除（岬地区）等を踏まえ、大阪府石油コンビナート等防災計画を修正する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	22	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	<p>○地域防災力の向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。</p> <p>○先行取組みとして、H26年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。</p> <p>○自主防災組織による避難所運営の仕組みが未整備であったため、市職員が長期にわたり運営に従事したことから、他の災害対応業務要員が不足する事態が生じた。また、高齢化により、従来のような「共助」の仕組みが機能しないことが考えられる。避難所運営など共助の取組みを推進するため、企業、NPO、ボランティアや消防団、自主防災組織等との連携促進を図る。</p>	<p>①市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を8カ所実施し、受講者や被災地の体験談等、実践に役立つ研修内容に充実を図るなど、リーダーの育成を支援</p> <p>②地域における担い手の減少や高齢化などの現状を踏まえ、自主防災組織等とボランティア団体や社会福祉協議会等、多様な機関、団体との連携による地域防災力向上の取組を市町村と共に枠組みを検討する。また、検討内容についての実践訓練等を年度内に2地区実施する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①自主防災組織リーダー育成研修のカリキュラムに被災地の体験談など実践に役立つ内容を盛り込むなどの充実を図り、府内8カ所を実施した。</p> <p>②新たな担い手の確保に向け、生協など多様な支援の担い手と府共催により、R2年3月に防災訓練や防災に関するミニ講座等の実施予定であったが、コロナ禍により中止した。</p>	<p>①受講者594名</p>	①	危機管理室	<p>①市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を8カ所実施し、新たな人材を増やす取組みや実践的な内容を盛り込むなど、充実を図り、リーダーの育成を支援する。</p> <p>②引き続き、多様な支援の担い手との関係構築に取り組む。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II
I	23	地域防災力強化に向けた消防団の活動強化	<p>○消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組みとして、平成26年度からの3年間で、消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。また、平成29年度以降は、地域防災基金を活用して大阪府消防大会に出場する消防団の訓練資機材整備補助を行い、消防団活動を支援する。</p> <p>○あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組みとして、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改訂に取り組んでおり、平成26年度に試行実施、平成27年度から本格実施する。</p> <p>○また、全ての市町村で消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練が行われるように働きかける。</p>	<p>②地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実</p> <p>③消防学校における教育訓練の実施</p> <p>④住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施について、実施状況を調査するなど市町村に継続的な実施を働きかける。</p> <p>○地域防災基金原資の確保</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>②地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実を図った。</p> <p>③消防学校において、H31年度消防団員教育訓練実施計画に基づき、「基礎教育」「幹部科」「機関科」の教育訓練を実施した。</p> <p>④消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練は、41市町村で実施された。</p>	<p>②H31年度消防団員教育訓練実施計画に基づき「基礎教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「幹部科」……815名 ○「幹部科」……350名 ○「機関科」……1名 	①	危機管理室	<p>②地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実</p> <p>③消防学校における教育訓練の実施</p> <p>④消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続の実施に向けた働きかけ</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	24	地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援	<p>○消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、H27年度からの3年間（集中取組期間中）に、女性が扱いやすい資機材の整備補助や救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。</p> <p>○また、H29年度以降は、地域防災基金を活用して全国女性消防操法大会に出場する女性消防団員の訓練資機材整備補助を行い、その活動を支援する。</p>	<p>①女性団員の活躍PR等による女性消防団員の加入促進</p> <p>②地域防災基金の活用による女性消防団員の訓練活動の充実</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①女性消防団員：H31.4.1 245人⇒R2.4.1 261人（対前年比：+16人）</p> <p>②地域防災基金の活用による女性消防団員の訓練活動の充実を図った。</p> <p>○地域防災基金を活用し、全国女性消防大会に出場する交野市女性消防団に対し、訓練資機材や派遣費用等を（公財）大阪府消防協会を通じ消防団訓練活動事業補助金を交付した。</p>	<p>女性消防団員数261人（R2.4.1）</p>	①	危機管理室	<p>①女性消防団の新設や女性消防団員研修会を行い、女性消防団員の活性化を図る。</p> <p>②地域防災基金や消防庁のモデル事業の活用などによる女性消防団員の訓練活動の充実</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	III
I	25	地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進	<p>○消防団に対する府民理解を促進するため、H27年度からの3年間（集中取組期間中）に、消防団活動のPR（映像制作やポスターコンクール）等の普及啓発・理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して消防団への加入促進を働きかける。</p>	<p>①消防団活動への府民理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との公民連携によるPRを実施 ○市町村に対する消防団員の加入促進実態調査を実施。 ・府内消防団員約10,000人を維持 	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①ポスター配布をはじめ、消防団活動への府民理解の促進を図った。</p> <p>②市町村に対する消防団員の加入促進実態調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内消防団員約10,000人を維持 	<p>○府内消防団員10,000人を維持</p> <p>持10,445人(H31.4.1)</p>	①	危機管理室	<p>①消防団活動への府民理解の促進</p> <p>②市町村に対する消防団員の加入促進実態調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内消防団員約10,000人を維持 	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	III
I	26	地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化	<p>○風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して、加入促進を働きかける。</p> <p>○また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の、地域防災訓練が行われるように働きかける。</p>	<p>・水防連絡協議会等の場を活用して、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整</p> <p>・地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援の実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>・水防連絡協議会等の場を活用して、水防団等による避難訓練及び台風時における実際の事例の情報を共有</p>	—	①	都市整備部	<p>・水防団等と連携した津波防衛施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	27	津波防衛施設の閉鎖体制の充実	<p>○津波による浸水を防ぐとともに、津波防衛施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したもとなっているか検証を行う等、津波防衛施設の閉鎖体制の充実を図る。</p>	<p>市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>市町村と連携した訓練を実施し操作体制の見直しを行った。</p>	<p>訓練の実施</p>	①	都市整備部	<p>市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅠ】巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ ョ ウ	No. ■ 目 標 重 点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗 評価	担当部署	令和2年度の取組み予定		分 類																												
				取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標																													
I	28	学校における防災教育の徹底と避難体制の確保	<p>○児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び実施に努めている。</p> <p>○引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の事態に応じた、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。</p> <p>○とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町村立学校についても該当市町村教育委員会に実施を働きかける。</p> <p>○私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。</p> <p>○大規模な災害の発生時に府立学校において、一定期間、避難所運営の協力を可能な限り行うことが想定されるため、各市町村の危機管理部と連携して作成した大規模災害時初期対応マニュアルについて、定期的に見直し、改善を図る。</p> <p>○大規模災害時初期対応マニュアルについては、各学校において、今後も、各市町村の危機管理部と連携し、マニュアルを定期的に見直し、その内容の改善を図る。</p>	<p>全府立学校において地域の事態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校、私立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○府立学校及び市町村立学校における訓練実績は下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府立</td> <td>201 / 201</td> <td>202 / 202</td> <td>201 / 201</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>601 / 601</td> <td>598 / 598</td> <td>593 / 593</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>284 / 284</td> <td>283 / 283</td> <td>280 / 280</td> </tr> <tr> <td>市町村立 高等学校</td> <td>4 / 4</td> <td>4 / 4</td> <td>4 / 4</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1 / 1</td> <td>1 / 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>2 / 2</td> <td>4 / 4</td> <td>7 / 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○私立学校については、私立学校長会等で私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底について働きかけた。</p>	学校種別	H29	H30	H31	府立	201 / 201	202 / 202	201 / 201	小学校	601 / 601	598 / 598	593 / 593	中学校	284 / 284	283 / 283	280 / 280	市町村立 高等学校	4 / 4	4 / 4	4 / 4	特別支援学校	1 / 1	1 / 1		義務教育学校	2 / 2	4 / 4	7 / 7	<p>取組実績は左記のとおり</p>	①	教育庁	<p>○全府立学校において地域の事態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校、私立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底</p> <p>○私立学校については、引き続き、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	I
学校種別	H29	H30	H31																																					
府立	201 / 201	202 / 202	201 / 201																																					
小学校	601 / 601	598 / 598	593 / 593																																					
中学校	284 / 284	283 / 283	280 / 280																																					
市町村立 高等学校	4 / 4	4 / 4	4 / 4																																					
特別支援学校	1 / 1	1 / 1																																						
義務教育学校	2 / 2	4 / 4	7 / 7																																					
I	29	府民の防災意識の啓発	<p>○府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動「自助」をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動が取り組めるよう、熊本地震の教訓なども加え、防災に関する講習会や府のホームページ等により広報を充実する。</p> <p>○また、府民の自助・共助の取組みを促進するため、効果的な方策を検討する。</p> <p>・府民の防災意識は高まってきているが、災害への備えなど、行動に結びついていないため、繰り返し継続した啓発活動の実施。</p>	<p>①防災講演会の実施 ②府のホームページ等の広報内容の点検・充実 ③包括連携協定企業等と連携した啓発活動の実施 ④平常時から「防災ツイッター」による啓発の実施 ⑤防災学習教材等の充実 ⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発（再掲）、一斉帰宅抑制の動画作成</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①防災講演会を実施した。（55回） ②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図った。 ③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施した。（5社、6回） ④平常時から「防災ツイッター」により啓発を実施した。 ⑤防災学習教材等の充実を図った。（DVD 80団体 186本） ⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発をし、一斉帰宅抑制の動画を作成した。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室 危機管理室	<p>①防災講演会を実施する。 ②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図る。 ③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施する。 ④平常時から「防災ツイッター」による啓発を実施する。 ⑤防災学習教材等の充実を図る。 ⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発をし（再掲）、一斉帰宅抑制の啓発動画のPRを実施する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	30	津波・高潮ステーションの利活用	<p>○津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。</p>	<p>①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実 ②民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①防災体験・河川環境学習を実施（4回実施） ②ぼう祭のついで（防災講演会・防災ブース展示・東北の物産販売等）を実施（1回実施）</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	都市整備部	<p>①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実 ②民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	31	防災情報の収集・伝達機能の充実	<p>○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初期期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システムを運用するとともに、機能の充実を図っていく。</p> <p>○あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多様化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。</p> <p>○南海トラフ地震では通話ができないことも想定され、SNS等のツールを利用して情報収集することが大切である。また、「おおさか防災ネット」は災害に関するあらゆる情報が網羅されており、実際に府民の方が欲しい情報を探してもなかなか見つけられないとの声があった。災害時の行政間、住民等への情報発信方法の検討や見せ方の改善を行う。</p>	<p>○大阪府防災情報システムの正常な機能を維持するため保守を行う。 ○おおさか防災ネットの正常な機能を維持するため保守を行う。 ○大阪北部を震源とする地震や台風第21号などの災害を踏まえ、府内市町村から意向調査を行い、防災情報にかかるシステムの改修の予算要求を行う。</p> <p>○SNS等の活用について、災害状況要約システム（D-SUMM）等のツールの利用のテスト検証を検討する。</p> <p>○状況に応じ、おおさか防災ネットのポータルサイトの画面を見やすくするため、改善を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○大阪北部を震源とする地震や台風第21号などの災害を踏まえ、府内市町村との防災情報にかかる意見交換を行った。 ○SNS等の活用について、災害状況要約システム（D-SUMM）等のツールの利用のテスト検証を行った。 ○R4年度にリニューアルする次期防災情報システムに、SNS等を活用した情報収集ツールの機能について、検討を行った。</p>	<p>—</p>	①	危機管理室	<p>○大阪北部を震源とする地震、台風第21号などの災害や府内市町村からの意見を踏まえ、R4年度にリニューアルする次期防災情報システムの構築を行う。 ○R4年度の次期防災情報システムのリニューアルに向け、SNS等を活用した情報収集ツールのテスト検証を検討する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	32	メディアとの連携強化	<p>○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関、有識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」のさらなる活用を図るとともに、Lアラートとの連携強化等により、メディアとの連携体制の充実強化を図る。</p>	<p>○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、Lアラート情報の発信について、検討を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、Lアラートの地図化や、ライフライン事業者（電力や鉄道分野等）によるLアラート発信の情報収集を行った。</p>	<p>—</p>	①	危機管理室	<p>○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、引き続きLアラートの地図化や、ライフライン事業者（電力や鉄道分野等）によるLアラート発信について、検討を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	33	ライフライン事業者等との連携推進	<p>○平成30年台風第21号では、暴風雨による飛来物や電柱等の倒壊により府内広域に停電が発生した。電力事業者のHPシステム障害や、コールセンターに電話が繋がらず、停電に関する情報提供が停止状態となり、住民から市町村へ停電の問い合わせが集中し本来の台風対応に支障が生じた。自治体に対する情報提供の在り方について、電力事業者と協議を進める。</p>	<p>○訓練を通じ、電力会社リエソンの情報共有について検証を行う。 ○関係機関と協議を行い、停電時の優先復旧施設の整理を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>・関西電力（株）との協議の結果、府内で大規模停電が発生した際には災害対策本部会議リエソン派遣することを確認。 ・市町村に対して停電時の優先復旧施設の抽出を依頼。</p>	<p>—</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>・訓練を通じて関西電力リエソンの情報共有体制の検証を行うとともに、府災害等応急対策実施要領等への位置づけの検討を実施。 ・府内市町村および府管理施設について、停電時の優先復旧施設を整理し関西電力と協議し、復旧施設リストおよび優先順位の案を作成する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	34	津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達	<p>○地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の観水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設（スピーカー）をH28年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。</p>	<p>津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施</p>	<p>定期点検等を実施</p>	①	環境農林水産部 都市整備部	<p>津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	35	大阪880万人訓練の充実	<p>○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。</p> <p>○昨年、訓練に参加した割合が2割程度であり、一人でも多く参加してもらえよう取組みを行う。</p>	<p>①自らの身を守る行動を反射的かつ確実に実行できるよう訓練を繰り返し実施。 ②事前登録数及び認知率の向上。 ③参加者の拡大を図るため、公民連携による広報など新たな取り組みを展開する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○R1年9月5日に実施。訓練内容の充実に向けた取組みとして、ヤフー株式会社と連携し、訓練の実施に合わせてアプリを活用した「防災トレーニング」を導入した。 ○H30より開始した訓練の事前登録数(78→127団体)に増加、また訓練の認知率(69.4→73.0%)も増加</p>	<p>—</p>	①	危機管理室 危機管理室	<p>①自ら身を守る行動を反射的かつ確実に実行できるよう訓練を繰り返し実施。 ②事前登録数及び認知率・訓練参加率の向上。 ③参加者拡大を図るため、企業・学校、自主防災組織への呼び掛けや、府民への広報など、新たな取り組みを展開する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II																												
I	36	「逃げる」防災訓練等の充実	<p>○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図る。</p>	<p>①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施 ③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベント</p>	<p>①年3回以上 ②年2回以上</p>	<p>①2019淀川水防・大阪府地域防災総合演習、2019大規模津波防災総合訓練、近畿緊急災害現地対策本部運営訓練(淀川左岸・大阪府地域防災総合演習(5/25)、大阪府地震・津波災害対策訓練(6/18,9/5,1/17)) ②2019淀川水防・大阪府地域防災総合演習、2019大規模津波防災総合訓練、令和元年度大阪府・豊能地域3市2町合同防災訓練(風水害夜間訓練(7/6)) ③市町村や防災関係機関と協力した各種防災イベントを実施した。</p>	<p>③7回</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施 ③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベントの実施</p>	<p>①年3回以上 ②年2回以上 ③左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	I																												

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅠ】巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シリアル No.	重点	アクション名	内容（新APより抜粋）	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定	取組み指標	分類
I	37	「避難行動要支援者」支援の充実	<p>○地域の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村とともに検討の上、全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう支援する。</p> <p>○市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別計画の策定など避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう支援する。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震では、名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意が得られていない。また、市町と避難支援等関係者との間で安否確認の認識に相違があり、確認に時間を要した。避難行動要支援者名簿の更新と活用にかかる取組みを推進する。</p> <p>□個別計画の策定も含め、避難行動要支援者の支援体制を確立する。</p>	<p>①全市町村において避難行動要支援者名簿の更新や活用が進むよう、事例紹介を行うなど支援</p> <p>②自主防災組織のリーダー育成研修の内容に避難行動要支援者支援等を取り入れる。</p> <p>③大阪府北部地震において明らかとなった安否確認等の課題について、市町村の状況を把握し、対応策を検討する。また、市町村の地域福祉を推進するための支援の一環として、災害時に備えた平時の支援体制構築に資するモデル的な取組に対し、必要な経費を助成する補助金の活用を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○市町村の福祉部局及び危機管理部局の担当者を対象に、8月に実務者研修、12月に意見交換会を開催し、他府県等の先進的な取組事例の共有や、具体的な事業によるグループ討論を行った。</p> <p>○自主防災組織のリーダー育成研修に、避難行動要支援者支援に関する内容を取り入れ、市町村における避難支援等関係者の確保等の支援を行った</p> <p>○福祉部と危機管理部で連携して避難行動要支援者の安否確認等に係る課題整理に向けた市町村ヒアリングを実施し、課題の把握に努めた。また、地域福祉推進モデル事業費補助金により災害時に備えた平時の支援体制構築に資する取組を進める市町村を支援した（4自治体が本補助金を活用して災害時に備えた取組を行った）</p>	—	①	危機管理室 福祉部 危機管理室 福祉部	<p>○全市町村において避難行動要支援者名簿の更新や活用が進むよう、事例紹介などを行う</p> <p>○自主防災組織のリーダー育成研修の内容に避難行動要支援者支援等を取り入れる</p> <p>○上記にあわせて市町村における個別計画策定を含めた避難行動要支援者支援体制構築のため、地域福祉推進モデル事業で得た事例の周知や福祉関係団体等への協力依頼、地域住民との連携によるケーススタディを行うなど支援。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	38	医療施設の避難体制の確保	<p>○地震等の大規模災害時に、入院患者や施設利用者等が、津波等から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波等の被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を医療施設に働きかける。特に、先進事例の紹介などにより、災害拠点病院のBCP策定をサポートする。</p> <p>○また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。</p> <p>□台風による停電が長期化したことから、医療施設の業務継続計画（BCP）の重要性が再認識された。国の手引書等の周知を図りながら、全病院でBCP策定や見直しが進むよう働きかけを行う。</p>	<p>①医療機関に対し、サンプル等を示しながら、災害対策マニュアルの策定率向上及びマニュアルに基づく避難訓練の実施の促進を図る。毎年開催する救急告示病院向けの説明会やアンケート調査等を通じて周知を行う。</p> <p>②訓練や研修等を通じ、広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・伝達体制の充実を図る。</p> <p>③災害拠点病院のBCPに基づく訓練実施や訓練結果によるBCPの見直しなどの働きかけを行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①救急告示説明会や保健所の立ち入り調査時における説明により災害対策マニュアルの策定を促進した。</p> <p>②広域災害・救急医療情報システムの一般病院向けの操作説明会を実施した。これにより府内全病院が入力対応できるようになった。</p>	<p>①マニュアル策定率の向上</p> <p>②全病院への操作説明の完了</p> <p>BCP策定率の向上（H30 13.4%）</p>	①	健康医療部 健康医療部	<p>大阪府北部を震源とする地震における一般病院に関する被害情報等を保健所等により代行入力を行う事例が多数あったことを踏まえ、昨年度の研修の実施につなげたもの。今年度以降、引き続き一般病院においてもEMISの操作ができるよう、サポートしていく。</p> <p>救急告示説明会や保健所の立ち入り調査時における説明、また、民間会社と共同でセミナーを通じてBCP策定の重要性を周知・啓発する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	39	社会福祉施設の避難体制の確保	<p>○社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波等の被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。</p> <p>○また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、府社会福祉協議会マニュアルに基づく社会福祉施設間における連携が強化されるよう支援する。</p> <p>□平成30年台風第21号による停電等の被害の際における社会福祉施設の利用者支援を確保するための方策に課題があった。施設の防災力強化のため、社会福祉施設間における連携強化を進めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定等を進める。</p>	<p>①津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施について、津波浸水想定区域が含まれる市町に情報提供し、各市町所管施設に対する対応を依頼する。</p> <p>②ガイドラインを周知するなど、各施設間での応援協定締結を促す。</p> <p>③介護老人保健施設以外の種類の施設に対しても、公民連携の取組みとしてBCP策定セミナーの実施に向けて検討する。</p> <p>④医療的配慮が必要な入所者の緊急時の電源を確保するため、高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部を補助する補助金の活用を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①国の調査結果に基づき、津波被害を想定した災害対策マニュアルが未策定の各市町所管施設に対する働きかけを実施した。</p> <p>②各施設間における応援協定が締結されるよう、「社会福祉施設における災害時の施設間応援協定締結のためのガイドライン」を周知啓発した。</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社との公民連携の取組みとして、児童養護施設を対象にBCP策定セミナーを実施した。</p> <p>④高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を実施した。</p>	—	①	福祉部 福祉部	<p>津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、社会福祉施設の集団指導等において啓発を実施する。</p> <p>また、引き続き、高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助実施を検討する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
I	40	在住外国人への情報発信充実	<p>○地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種バナーマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震の際、在住外国人に対して、情報発信等を行ったが、十分に情報が伝わったかどうか不明であったため、関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>□さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討を行う。</p> <p>□災害時多言語ボランティアの拡充を図る。</p>	<p>○防災の手引き等の多言語化等が未対応の市町村（16市町村）に対し、引き続き多言語化を働きかける</p> <p>○災害時多言語支援ウェブサイト、多言語情報発信アプリケーションの開発等</p> <p>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳機能サービスを引き続き契約を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○避難レベルについて、英語と中国語に対応した配布用チラシを作成し、在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけた。</p> <p>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳機能サービスを引き続き契約を実施</p>	—	①	危機管理室 府民文化部 危機管理室 府民文化部	<p>○引き続き、避難レベルについて、英語と中国語に対応した配布用チラシにて在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行う。</p> <p>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳機能サービスを引き続き契約を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II
I	41	外国人旅行者の安全確保	<p>○地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。</p> <p>□訪日外国人に対する情報提供に際し、国をはじめとする各関係機関との連携が図られ、必要とする情報が発信できなかったことから、関係機関と連携した多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>□関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>□さらに外国人旅行者に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討する。</p>	<p>○観光関連事業者を対象としたセミナーを開催するなど、「支援フロー（案）」及び「ガイドライン」の普及啓発を行う。</p> <p>○Emergency広報カードについては、関西国際空港等において、配布拡大に取り組みとともに、Emergencyのリニューアルにあわせて、カードのデザインも更新の上、増刷を図る。</p> <p>○引き続き契約を実施</p> <p>○災害時多言語支援ウェブサイト、多言語情報発信アプリケーションの開発等</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○災害時に外国人旅行者へ多言語による適切な情報提供や避難誘導などができるよう、交通・宿泊事業者等を対象に、実践的な講座を実施した。</p> <p>また、「支援フロー（案）」やガイドライン、ガイドラインを簡略化したリーフレットを上記講座等で配布するなど、普及啓発を行った。</p> <p>○Emergency広報カードによる周知を行うとともに、今年度運用を開始した「Osaka Safe Travels（オサカ セーフ トラベルズ）」へのアクセスを促すため、広報カードのデザインを一新した。</p> <p>※大阪を訪れる外国人旅行者の大阪滞在が安心・快適なものとなるよう、災害時等に必要情報を多言語（12言語）で一元的に提供するウェブサイト及びスマートフォンアプリ</p> <p>○大阪を訪れる外国人旅行者の大阪滞在が安心・快適なものとなるよう、R2年2月、災害時等に必要情報を多言語（12言語）で一元的に提供するウェブサイト及びスマートフォンアプリ「Osaka Safe Travels（オサカ セーフ トラベルズ）」の運用を開始した。</p>	—	①	危機管理室 府民文化部 危機管理室 府民文化部	<p>○「Osaka Safe Travels」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。また、外国人が受診可能な医療機関の現在地からの位置情報をマップやGPSを活用して提供する機能を追加する。</p> <p>○外国人が受診可能な医療機関の現在地からの位置情報を、「Osaka Safe Travels」のマップやGPSを活用して提供する。また、広報フライヤーやスタッカーを作成し、宿泊施設等において広く周知を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ テ ム	No. ■ 重点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定		分 類
				取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標					
I	42	文化財所有者・管理者の 防災意識の啓発	<p>○文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。</p> <p>○また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。</p> <p>・文化財の中でも特に建造物の被害が多く見られ、耐震対策の重要性が改めて浮き彫りとなったため、耐震診断や対策の方法というハード面、適切な活用方法等のソフト面の両面から耐震対策を検討していく。</p>	所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	所有者等に、文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行った。	—	①	教育庁 教育庁	文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	IV

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションII】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗評価	担当部署	令和2年度の取組み予定		分類
			取組み指標		取組み指標				取組み指標		
II 43	災害医療体制の整備	<p>○厚生労働省通知及びH29内閣府訓練結果等を踏まえ、地震等の大規模災害時の本部体制を見直し、機能の充実・強化を図る。</p> <p><初期期> 地震等の大規模災害時の医療救護活動において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院(17箇所19病院)での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージを行うDMAT(日本DMAT隊48隊) 出動態勢の確保に万全を期す。</p> <p><中長期> また、医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネーター機能の整備・充実を図る。</p> <p>□府保健医療調整本部で活動する災害医療コーディネーターが不足しており、活動が長期化した場合のマンパワーの不足が生じたため、中長期の災害医療や、小児周産期・透析等の多分野での調整に対応できる災害医療コーディネーターの養成を行う。</p> <p>□あわせて地域の医療事情を熟知した災害医療コーディネーターの養成を行う。</p>	<p>①災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討</p> <p>②災害時小児周産期リエンや透析リエン関係者など、幅広い分野から災害医療コーディネーターを新たに選定</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①R1年1月17日の地震津波総合対策訓練において災害医療訓練を実施。大阪府保健医療調整本部をはじめ災害拠点病院の実動訓練も実施。</p> <p>②職権を拡大し災害医療コーディネーターを26名の災害医療コーディネーターを選定した。</p>	<p>①訓練を実施し本部機能の強化を図った。</p> <p>②職権を拡大し災害医療コーディネーターを選定することができた。</p>	①	健康医療部 健康医療部	<p>①災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討</p> <p>②災害時小児周産期リエンや透析リエン関係者など、幅広い分野から災害医療コーディネーターを引き続き選定</p> <p>R1年度単年度事業のため終了</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II
II 44	SCU (広域搬送拠点臨時医療施設)の運営体制の充実・強化	<p>○地震等の大規模災害時に、傷病者を被災地外に航空機を使って搬送するなど、広域医療搬送機能を確保するため、八尾空港に既に整備したSCUにおいて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。</p> <p>○関西国際空港や大阪国際空港においても、訓練等を通じ、SCU設置場所を検討するとともに、体制整備を目指す。</p> <p>○また、空港ごとにSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。</p>	<p>①関西国際空港、大阪国際空港におけるSCUの体制の整備を検討</p> <p>②空港ごとに関係者によるSCU運営協議会を開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。</p> <p>③八尾SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営協議会の更新を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>SCU協議会については書面により開催することとした。協議会で検討が困難であった実務的な検討の場の設置を行い、運営指針やマニュアル作成につなげられるよう関係者と調整を行った。また八尾SCUについては更新の必要な資器材の導入等も実施。</p>	<p>SCU協議会を書面会議により実施した</p>	①	健康医療部	<p>・関西国際空港、大阪国際空港では関係者によるSCU運営協議会を開催し、管理運営ルールを作成するなど、実災害時の効果的な運営体制の整備を検討</p> <p>・常設型の八尾SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営協議会の更新を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II
II 45	医薬品、医療用資器材の確保	<p>○地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では3日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。</p> <p>○引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。</p>	<p>備蓄品の品目、数量の点検と確保</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。</p> <p>災害拠点病院に対し、医薬品の購入補助を実施した。</p>	<p>災害拠点病院については医薬品を備蓄し充実化した。</p>	①	健康医療部	<p>備蓄品の品目、数量の点検と確保に取組む</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <通行機能確保>	<p>○地震発生後に、府内の防災拠点(注)や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、令和2年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。</p> <p>○防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。</p>	<p>①通行機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 	<p>・橋梁の耐震化 11橋推進中 (4橋完了予定) (390/397橋完了予定) ・道路ネットワーク 13.4km推進中 (3.0km完了予定) (30.8/41.2km完了予定)</p>	<p>①通行機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 	<p>・橋梁の耐震化 4橋完了・概成 (390/397橋完了・概成) ・道路ネットワーク 3.0km完了 (30.8/41.2km完了)</p>	①	都市整備部	<p>①通行機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 	<p>・橋梁の耐震化 7橋推進・完了 (397橋全橋完了予定) ・道路ネットワーク 10.4km推進中 (R2:1.0km完了予定) (31.8/41.2km完了予定)</p>	I
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <沿道建築物の耐震化>	<p>○耐震改修促進法に基づき、H25年11月に「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」において、耐震診断義務化対象路線、耐震診断の報告期限を定め、H25年度から耐震診断補助を行うとともに、平成26年度からは耐震補強設計、耐震改修補助を行い、沿道建築物の耐震化を促進している。</p> <p>○また、耐震診断の義務化対象建築物については、H30年度までに、耐震改修等の完了を働きかける。</p> <p>○大阪府北部を震源とする地震の被害状況や国における耐震診断義務化建築物の目標設定、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられた切迫した状況を踏まえ、更なる耐震化の取組みについて、H30年7月に大阪府耐震改修促進計画審議会へ諮問し、以降審議している。</p> <p>○審議会からの答申を踏まえ、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」を改定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、更なる耐震化の促進に取り組んでいく。</p> <p>・大阪府北部を震源とする地震の被害を踏まえ、より大規模な地震が発生すれば、甚大な被害を及ぼすことが想定され、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられたという切迫した状況からも、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」に新たな目標を設定のうえ支援策を強化するなど、府民一丸となって耐震化を加速させる</p>	<p>○沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者への効果的な働きかけに必要なツールを作成し、耐震性が不足する全ての建築物を対象に、働きかけを行う。 ・建物所有者への働きかけに際して、一部の建築物について、専門家の同行により建物状況に応じた耐震化の手法や工事費等を提示することで所有者や建物の実態を把握し、実効力のある支援策についての検討を行う。 ○ブロック塀等の耐震診断義務付け制度の構築 ・帰宅困難者対策を強化するため、徒歩帰宅ルート候補路線(案)沿道の一定規模以上のブロック塀等の耐震診断義務付け制度の構築に向け、委託調査や審議会に意見を聞くことにより、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」を改定し診断義務付け路線の指定等を行う。 	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物の重要性を周知するパンフレットを作成した。 ・建物所有者に対し、耐震化に精通した建築士とともに、耐震化の手法、耐震補強案や概算工事費を提示し、課題のヒアリングを行い、所有者や建物の実態を把握し、審議会へ意見聴取のうえ、実効力のある支援策について「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」に盛り込んだ。 ○ブロック塀等の耐震診断義務付け制度の構築 ・住宅建築物耐震10か年戦略・大阪を改定し、「耐震診断義務付け制度を活用した広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化」を位置付けるなど、診断義務付け路線の指定等を行った。 	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	住宅まちづくり部 住宅まちづくり部	<p>○沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家(耐震コーディネーター)を派遣する。 ・関係部局と連携し、広域緊急交通路の機能確保に向けた取組みを進めるとともに、効率的に耐震化を進めるため、補助の重点化などを検討する。 ○沿道のブロック塀等の耐震化 ・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等(義務付け対象外含む)の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。 ・現行基準で建設されたブロック塀等の所有者に対して、適切な維持管理を行うよう周知する。 	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	I
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <信号機電源付加装置の整備等や災害時の応急対策>	<p>○緊急交通路重点14路線を中心に、停車時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その必要性を踏まえた計画的な整備を進める。</p> <p>□鉄道の運行停止や高速道路の通行止めにより、一般道路において大規模な交通渋滞が発生したが、各鉄道の踏切に設置されている遮断機が長時間閉鎖したことも大規模渋滞の要因の一つであると考えられるため、発災時における交通総量抑制の検討を行う。</p> <p>□鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切開放について鉄道事業者等と協議を行う。</p>	<p>・停電信号機への電源供給/バックアップ設備の更新・設置等を継続して行う。 (緊急交通路重点14路線等)</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>○広域緊急交通路重点14路線を中心に、主要交差点の信号機電源付加装置を整備、更新</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	警察本部 警察本部	<p>・広域緊急交通路重点14路線を中心に、停電信号機への電源供給/バックアップ設備の更新を実施</p> <p>□鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切の解除等については、鉄道事業者等と連携を強化していき、今後も継続して協議を行っていく。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	I
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <無電柱化の推進>	<p>○地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化するべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。</p> <p>○平成29年度に、「大阪府電線類地中化マスタープラン」に代わる「大阪府無電柱化推進計画」を策定し、都市防災の向上をはじめ、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の3つの観点から無電柱化を推進する。</p> <p>・台風第21号では、暴風により大阪府域で多くの電柱が倒壊し、車両や歩行者が通行できなくなる事態が生じた。災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うためには、緊急車両の通行する道路を確保することが重要であるため、大阪府無電柱化推進計画に基づき、引き続き、無電柱化の推進に積極的に取り組む。</p>	<p>○無電柱化の推進 (0.8km)</p>	<p>無電柱化道路延長 0.8km推進 (0.8km完了予定) (17.5/17.7km完了予定)</p>	<p>無電柱化の推進 (0.8km)</p>	<p>無電柱化道路延長 0.8km推進中 (16.7km/17.7km)</p>	①	都市整備部 都市整備部	<p>無電柱化の推進 (0.8km)</p>	<p>無電柱化道路延長 0.8km推進 (0.8km完了予定) (17.5/17.7km完了予定)</p>	I

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションII】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗評価	担当部署	令和2年度の取組み予定		分類	
			取組み指標		取組み指標				取組み指標			
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <避難路等として活用できる基幹農道の整備>	○地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。	○基幹農道の整備	2.86km推進中 (R4完了)	R1:3.89km	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	R2:0km R2.86km推進中 (R4完了)	R4:2.86km供用開始	I	
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <災害発生時の踏切長時間遮断に係る対策>	・大阪府北部を震源とする地震の影響で、多数の列車が駅間に停止したため、長時間にわたり踏切が遮断状態となり、緊急自動車の運行に支障をきたす事態が発生した。災害発生時に優先的に速やかに開放する踏切の指定について、鉄道事業者等の関係機関に働きかける。	・災害発生時に優先的に速やかに開放する踏切の指定について、引き続き鉄道事業者等の関係機関に働きかける。 ・広域緊急交通路上の踏切の長時間遮断に係る対応策 (迂回路の設定や誘導方法等) を関係機関と協議し、災害発生時の通行機能確保を図る。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・広域緊急交通路上の踏切の長時間遮断に係る対応策を関係機関と協議中	—	①	危機管理室 都市整備部	・広域緊急交通路上の踏切の長時間遮断に係る対応策を関係機関と合意し、災害発生時の通行機能確保を図る。	左記の取組み状況をR2年度末に評価。	IV	
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <照明・標識の補修、更新>	□平成30年台風第21号では、記録的な暴風により、一部の照明・標識において損壊等が発生した。暴風等による倒壊、破損を防止するため、点検及び補修・更新のスピードアップを図る。	①照明の補修、更新の実施 ②門型標識の補修、更新の実施	①照明の補修、更新 1,013基推進 (1,013基完了予定) (1,378基/2,752基完了予定) ②標識の補修、更新 5基推進 (5基完了予定) (17/26基完了予定)	①照明の補修、更新の実施 ②門型標識の補修、更新の実施	①照明の補修、更新 571基完了 (936基/2,752基完了) ②標識の補修、更新 5基完了 (17/26基完了)	①	都市整備部	①照明の補修、更新の実施 ②門型標識の補修、更新の実施	①照明の補修、更新 (2,752基全基対応完了予定) ②標識の補修、更新 (26基全基対応完了予定)	I	
II 46	広域緊急交通路等の通行機能確保 <耐震強化岸壁の整備>	○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁を整備する。	○耐震強化岸壁の整備 ・耐震強化岸壁 (国直轄事業) を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。 ・耐震強化岸壁 (泉北6区) に接続する橋梁の耐震化を実施	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	○耐震強化岸壁の整備 ・耐震強化岸壁 (国直轄事業) を早期に着手できるよう、国に整備を働きかけた。 ・耐震強化岸壁 (泉北6区) に接続する橋梁の耐震化を実施	取組み実績は左記のとおり	①	都市整備部	○耐震強化岸壁の整備 ・耐震強化岸壁 (国直轄事業) を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。 ・耐震強化岸壁 (泉北6区) に接続する橋梁の耐震化を実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	I	
II 47	鉄道施設の耐震対策	○地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能確保のため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。 □広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化 □乗降客数1万人/日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化 □南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策。 □大阪モノレールについては、点検方法の特殊性等や分岐設備の故障により、運行再開までに長期間を要することとなった。大阪モノレールが設置した「大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会」での議論を踏まえ、大阪モノレールと、点検の効率化や施設の耐震力の強化等に取り組む。	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施	①鉄道施設の対策 5箇所推進 (2箇所完了予定) (22箇所/48箇所完了予定) ②鉄道駅舎の対策 1駅推進 (14駅/25駅完了予定)	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施	①鉄道施設の対策 4箇所推進 (27箇所/48箇所完了) ②鉄道駅舎の対策 1駅推進 (14駅/25駅完了)	取組み実績は左記のとおり	①	都市整備部	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施	①鉄道施設の対策 3箇所推進 (R2:2箇所完了予定) (29箇所/48箇所完了予定) ②鉄道駅舎の対策 3駅推進 (R2:1箇所完了予定) (15駅/25駅完了予定)	III
II 48	迅速な道路啓開の実施	○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開 (注) による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓開体制等の充実を図る。	関係機関 (行政機関、協会) と連携した道路啓開合同訓練を実施する。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	大規模津波防災総合訓練 (国、地方公共団体、公共機関、自衛隊、民間事業者等計134機関) において道路啓開訓練 (放置車両の撤去) を実施 (R1.11.2)	—	①	都市整備部	関係機関 (行政機関、協会) と連携した道路啓開合同訓練を実施する。	左記の取組み状況をR2年度末に評価。	II	
II 49	迅速な航路啓開の実施	○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開 (注) による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航路啓開体制等の充実を図る。	関係機関と連携した航路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航路啓開体制等の充実を図る。	航路啓開訓練回数 1回	関係機関と連携した航路啓開訓練を実施	航路啓開訓練回数 1回	①	都市整備部	関係機関と連携した航路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航路啓開体制等の充実を図る。	航路啓開訓練回数 1回	II	
II 50	大規模災害時における受援力の向上 (ヘリサインの整備など)	□大規模災害時における他府県などからの人的・物的支援について、円滑に受け入れられるよう応援受援計画を策定し、災害時における受援体制の確立を図る。 □地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上等に上空から視認できるヘリサインの整備を促進していく。	①市町村にヘリサイン整備を呼びかけ ②応援・受援体制の強化 ③市町村受援計画策定に関する具体的な促進方策の検討	①市町村による新規整備 ②10市町村の策定	①実績なし ②延べ9市町において受援計画策定済 ③受援・応援体制策定に向けた研修の実施 (新型コロナウイルスの影響により延期) とR2年度の市町村策定支援事業の予算化	—	①	危機管理室	①引き続き整備を呼びかけていく ②R2年度早期に改訂される受援計画策定ガイドラインを受け、市町村における計画策定を支援していく	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	I	
II 51	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	○備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果 (H26実施) 等を踏まえ、平成27年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。 ○その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。 ○集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概観させる。 □短期間におけるプル型物資供給のルール化を行う。 (協定先企業からの物資配送)	○訓練等を行い、配送ルート等の検証を行う。 ○物流事業者、物資供給事業者等とプラットフォームを形成し、研修や意見交換などを通じ、連携を強化する。 ○ラストマイル (市町村配送マニュアル) 作成のための研修会を実施 ○石油連盟の「災害時石油供給連携計画」に基づき緊急要請発出訓練を合同実施	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	○大阪市・堺市とそれぞれ合同で搬送訓練を実施し、検証実施。 ○大阪府トラック協会、大阪倉庫協会との意見交換会や訓練での協力を通じ、連携強化を行った。 ○物資搬送訓練を通じてラストマイル (市町村配送マニュアル) 作成に向けた、必要項目の確認等を実施した。	—	①	危機管理室	○引き続き府内市町村と合同で搬送訓練を実施し、配送ルートの検証を実施。 ○物流事業者等との意見交換会に参加できる事業者等の拡大を図る。 ○搬送訓練の実施成果等の共有により、ラストマイル (市町村配送マニュアル) 作成を促す	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II	
II 52	災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進	・平成30年台風21号来襲時に停電が数日間続き、住民生活や事業活動に影響が及んだところもあったため、災害時に電力を供給することもできる電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) 等の普及を促進する。	①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする ②大阪エコカー協働普及サポートネット参加の自動車ディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPR ○堺・泉北石油コンビナート特防地区防災訓練において、訓練車両として、対策本部現地連絡所で使用する(ノコン)や(ノコン)に給電を実施。 ○藤井寺南部地区合同自主防災訓練、富田林市防災訓練にてFCVを展示、給電を実施。 ○企業BCPセミナーやイベントにおける車両の展示、給電機能をPRを実施: 11回 ○大阪府内における水素ステーションの設置状況: 8カ所 ②大阪エコカー協働普及サポートネット参加の自動車ディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援: 10回 (参考) 府内のEV・FCV普及台数: EV 5,321台、FCV 128台 (H31年3月末時点)	—	①	環境農林水産部	①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。 ②大阪エコカー協働普及サポートネット参加の自動車ディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	IV	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗評価	担当部署	令和2年度の取組み予定	取組み指標	分類	
II 53	水道の早期復旧 及び飲用水の確保	<p><水道の早期復旧></p> <p>○大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保対策を重点的に働きかける。</p> <p>○また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長被災後40日（注1）まで要するとした復旧期間について、30日以内までの短縮をめざす。</p> <p><飲用水確保></p> <p>○地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓（注2）」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。</p>	<p>①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設・管路の更新・耐震化等の状況聞き取り、積極的かつ計画的に実施していくよう、引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業者に対し、策定を指導</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画へ位置づけ、飲料水の確保対策を進めていくよう助言</p> <p>③毎年1回実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際などに、水道（用水供給）事業者間での連携の強化の必要性について周知を継続</p> <p>④大阪北部地震への対応を受け、既に締結している大阪広域水道震災対策相互応援協定における、具体的な相互応援体制や発生直後の情報連絡システムについて、より実効性のある協定へ改訂を行い、実態に即した訓練を実施する。また、訓練等で明らかになった課題については、随時協定へ反映し、連携の強化を図っていく。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①全事業者に対し、毎年実施している水道事業計画ヒアリングや立入検査において、水道施設・管路の更新・耐震化等について、国庫補助を活用しつつ積極的かつ計画的に実施していくよう助言を行った。</p> <p>・基幹管路耐震適合率 46.3% (H29) → 47.0% (H30)</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画への位置づけの状況等について確認の上、助言を行った。</p> <p>・耐震化計画での記載 24/43事業所 (H29) → 29/43事業所 (H30)</p> <p>③毎年実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際に、水道（用水供給）事業者間での連携の強化の必要性について周知した。</p> <p>④R1年11月に大阪広域水道企業団と、R2年1月に日本水道協会とともに情報収集訓練、大阪府水道災害調整本部の運営訓練を実施した。</p>	<p>①R1年度末:1,464箇所</p>	①	健康医療部	<p>①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設・管路の更新・耐震化等の状況聞き取り、積極的かつ計画的に実施していくよう、引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業者に対し、策定を指導</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画へ位置づけ、飲料水の確保対策を進めていくよう助言</p> <p>③毎年1回実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際などに、水道（用水供給）事業者間での連携の強化の必要性について周知を継続</p> <p>④大阪府水道災害調整本部の情報収集機能を強化するため、昨年度までに実施した訓練等で明らかになった課題を検討しなおし、引き続き連携を強化するため訓練等を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
II 54	井戸水等による生活用水の確保	<p>○地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるよう働きかける。</p> <p>○また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。</p>	<p>①災害時協力井戸の登録事業の推進</p> <p>②ホームページによる事業周知及び登録情報の提供</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。</p> <p>②災害時協力井戸に関するホームページについて定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら、井戸所在情報を発信した。</p>	<p>①R1年度末:1,464箇所</p>	①	健康医療部	<p>①災害時協力井戸の登録事業の推進</p> <p>②ホームページによる事業周知及び登録情報の提供</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
II 55	避難所の確保と運営体制の確立	<p>○地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、各市町村に働きかける。</p> <p>○スムーズな避難誘導や避難者のQOL（注）確保等に向け、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。</p> <p>○また、H25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、同指針改訂版に基づき、各市町村に対し「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震の際、避難所運営にあたり、一部の市では自主防災組織による運営の仕組みが未整備であったため、市町職員が長期にわたり避難所運営に従事することにより、他の災害対応業務要員が不足することがあった。避難所運営の長期化も想定した、行政やそれ以外の組織等との連携による避難所運営の仕組みの検討を行う。</p>	<p>大阪北部地震における運営実態やアンケート結果を踏まえた検討ワーキンググループの開催。</p> <p><検討項目> 長期化を想定した運営の仕組みの検討 等</p> <p>検討ワーキンググループの検討内容を踏まえた「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」の改訂</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>市町村における避難所運営等のアンケートを実施するとともに、グループワークによる意見交換を実施した。</p> <p>また、市町村防災対策協議会と連携し、避難所での長期避難者への対応研修を実施した。</p>	<p>—</p>	①	危機管理室 危機管理室	<p>○市町村のニーズに応じて、意見交換や研修を実施し支援する。特に、新型コロナウイルス感染症に関しては、『避難所運営マニュアル作成指針』（新型コロナウイルス感染症対応編）を作成し、市町村に周知を図る等、市町村をしっかりと支援</p> <p>○災害発生後の感染症予防だけでなく、特に慎重な対応を要する新型コロナウイルス感染症に対して、市町村や保健所と密接に連携を図り、災害発生時の対応等について事前に検討を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
II 56	福祉避難所の確保	<p>○地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に対して福祉避難所（二次的避難所）の指定を働きかけているが、H25年度の災害対策基本法の改正（注）を踏まえ、集中取組期間中に、各市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。</p> <p>○また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。</p> <p>○あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。</p>	<p>①大阪北部地震の経験等を参考に、福祉避難所の運営について市町村とともに検討を行い、市町村における福祉避難所の確立に向けた働きかけを行う。</p> <p>②市町村避難所ワーキングに参画し、避難行動要支援者の支援体制の観点から、福祉避難所の円滑な確保・運営を支援する。</p> <p>③加えて、福祉避難所を担うことのできる社会福祉施設における災害発生時の体制整備に向け、BCP策定支援やDWATチーム員養成研修等を通じて引き続き啓発を実施する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①府立支援学校のある市町村に対し、府立支援学校の福祉避難所指定に向けた働きかけを実施した。</p> <p>②市町村の福祉部局に対して、福祉避難所の必要性等を説明し、体制整備に関する働きかけを実施した。</p> <p>避難行動要支援者研修において、福祉子ども避難所の情報提供を行い、課題の共有を図った。</p> <p>③施設集団指導時や府社会福祉協議会施設部会等において、社会福祉施設等における災害への備えについて啓発を実施するとともに、児童養護施設を対象としたBCP策定セミナーやDWATチーム員養成研修等を実施した。</p>	<p>—</p>	①	危機管理室 福祉部	<p>○福祉避難所の運営について、市町村とともに検討し、福祉避難所確立に向けた働きかけ</p> <p>○福祉部と連携し、福祉避難所の必要性を福祉事業者へ働きかけるなど、福祉避難所の円滑な確保・運営を支援</p> <p>○福祉避難所を担うことのできる社会福祉施設における災害発生時の体制整備に向け、DWATチーム員養成研修等を実施し引き続き啓発を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV	
II 57	帰宅困難者対策の確立	<p>○地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。</p> <p>○H26年度に策定した、「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインについて、事業者ごとの防災計画策定や具体的な備えを働きかけていく。</p> <p>○帰宅困難者等が多数集中し、混雑が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混乱防止策について、一時滞在施設の確保など鉄道事業者等との連携により確立されるよう支援する。</p> <p>○府県を越えた「帰宅支援」については、関西広域連合の検討の場において、支援策を確立する。</p> <p>□「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」で想定していない出勤時間帯に地震が発生し、企業における従業員への対応がまちまちであったため、発災時間帯別の出勤及び帰宅困難者の対応を検討する。</p> <p>□北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、運行停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じたことから、主要駅を中心に滞留者が発生したため、鉄道事業者等における運行再開情報等の発信や駅間停車列車の救済対応を働きかけ、情報発信の充実・強化、行き場のない帰宅困難者等への対応の検討を進めていく。</p>	<p>①一斉帰宅抑制の重要性など、わかりやすく解説した動画を作成し、経済団体との連携により企業に働きかけ</p> <p>②経済団体等との意見交換による課題の洗い出しや対策の検討</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに支援体制の充実を図る</p> <p>④ターミナルの混乱防止については、大阪市の協議会に参画し、企業向けセミナー等で一時滞在場所の提供を働きかけ</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①一斉帰宅抑制の重要性など、わかりやすく解説した動画を作成（2月末）、経済団体と企業に働きかけを行った。</p> <p>②超簡易版BCPを経済団体の意見も聞きながら作成し、事業者に働きかけた。</p> <p>③関西広域連合が設置する協議会において訓練を実施するとともに、関西広域帰宅困難者対策ガイドラインを策定した。</p> <p>④大阪市のターミナルでの混乱防止策を検討する協議会に参加し、協議会の取組状況等の情報収集のほか、大阪府の取組みの周知を行った。また、大阪市と連携し、一時滞在施設確保の協定締結に向けた働きかけを実施した。</p>	<p>—</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により企業に働きかけていく。</p> <p>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において昨年度作成したガイドラインに基づき訓練を実施する。</p> <p>④ターミナルの混乱防止については、大阪市の協議会に参画し、企業向けセミナー等で一時滞在場所の提供を働きかけ</p>	<p>⑥近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	IV
II 58	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保	<p>○地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</p> <p>○後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づき府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。</p> <p>○また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画の見直しを行う。</p>	<p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園ほかの整備</p> <p>②訓練等を通じて広域支援部隊受入計画の検証を行っていく。</p>	<p>①開設区域内の整備7公園 拡張整備5公園</p> <p>②左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備</p> <p>②後方支援活動拠点候補地において、施設管理者、防災関係機関と現地立会及び展開計画の再確認等を行った。</p>	<p>①R1:702.4ha</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備</p> <p>②訓練等を通じて広域支援部隊受入計画の検証を行っていく。</p>	<p>①R2:704.4ha</p>	I	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容（新APより抜粋）	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗評価	担当部局	令和2年度の取組み予定		分類
			取組み指標		取組み指標				取組み指標		
II 59	DPATの編成等の被災者のこころのケアの実施	<p>○地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD（注1）に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。</p> <p>○被災時のこころのケアマニュアルの必要に応じた改訂と、DPAT（注2）の編成の充実を図る。</p> <p>○精神科病院の被災状況を把握する際に、EMISでは確認できない精神科特有の情報（保護室・隔離拘束等の状況）の把握が困難であったため、精神科病院の被災状況を把握できるよう、EMIS入力時の精神科特有の情報入力ルールを検討するとともに情報共有のあり方について、DPAT事務局と協議検討を行う。</p> <p>○夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託事業において、交通途絶等による出勤困難により、体制確保の調整をするのに時間を要したため、夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託業者と夜間・休日体制の職員配置、オンコール等の基準を検討する。</p>	<p>①災害時の指揮体制及び全体の役割を示す大阪DPATガイドライン、災害時に実際の活動に対応する者を対象とする大阪DPAT活動マニュアルを踏まえて、これまで養成したDPAT隊の応用研修を実施</p> <p>②保健所やこころの健康総合センターの職員（ケースワーカー・保健師等）に対して、災害時等こころのケアに関する研修を実施</p> <p>③府内の医療機関の医師等に対して、大阪DPATとして活動する隊員を養成するための研修を実施</p> <p>④研修で周知した、大阪府救急災害医療情報システムの入力等操作について、各医療機関で共有されるよう実施訓練などを企画</p>	<p>①年1回開催</p> <p>②年1回開催</p> <p>③年1回開催</p> <p>④年1回</p>	<p>①1/17「応用研修」として実施はしなかったが、DPAT先遣隊を有する災害拠点精神科病院の3医療機関については、「R1年度大阪府地震・津波災害対策訓練」に参加した。</p> <p>②2/12「災害時等こころのケア研修」を実施し、保健所、市町村保健センター、精神科医療機関より参加があった。【50名】</p> <p>③7/27・7/28「大阪DPAT養成研修」を実施し、1日目については災害時対応にかかる講義、演習を実施し、2日目については、南海トラフ地震発生後の中長期の活動を想定した演習を実施した。【45名】</p> <p>④1/17「R1年度大阪府地震・津波災害対策訓練」において、府内精神科病院に対しEMISに連動した大阪府救急災害医療情報システムへの入力演習も実施し、その結果を参加病院に対してフィードバックし、入力が誤りやすい項目などの課題共有を行った。</p>	-	①	健康医療部	<p>①災害時の指揮体制及び全体の役割を示す大阪DPATガイドライン、災害時に実際の活動に対応する者を対象とする大阪DPAT活動マニュアルを踏まえて、これまで養成した大阪DPAT隊の応用研修をDPAT先遣隊と企画し、実施を検討する。</p> <p>②保健所やこころの健康総合センターの職員（ケースワーカー・保健師等）に対して、災害時等こころのケアに関する研修を実施する。</p> <p>③府内の精神科医療機関の医師等に対して、大阪DPATとして活動する隊員を養成するための研修の実施を検討する。</p> <p>④EMISに連動した大阪府救急災害医療情報システムによる情報入力が入切に行えるよう、入力演習を実施するとともに、その結果を病院にフィードバックすることで、病院による情報発信力の向上を図る。</p>	<p>①年1回開催</p> <p>②年1回開催</p> <p>③年1回開催</p> <p>④年1回</p>	II
II 60	災害時における被災児童生徒のこころのケアの実施	<p>□市内各学校において、避難者として転入があること、児童生徒が精神的な被害を被ることなどをふまえ、被災児童生徒のこころのケアを行うためスクールカウンセラー等の緊急派遣体制を確保する。</p> <p>□高等学校においては、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。</p> <p>□支援学校においては、地震等の災害時における児童生徒の心のケアなどの対応方法について、臨床心理士による研修の実施など、教職員の専門性の向上に努める。</p> <p>□小中学校においては、大規模災害時における府教育庁と市町村教育委員会が連携した緊急支援体制について、専門家の意見も参考に方向性を明示し、市町村教育委員会及びスクールカウンセラーに周知していく。</p>	<p>①スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上を図る。【高校】</p> <p>②支援学校において、臨床心理士等との支援体制の充実にも努め、教職員の専門性の向上を図る。</p> <p>③災害時における緊急支援の体制づくり及びスクールカウンセラー・市町村教育委員会の役割を明確化し周知していく。</p>	<p>①スクールカウンセラー連絡協議会を年2回実施</p> <p>③研修会を年2回実施</p>	<p>①スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する内容をとり上げ、研修を実施した。【高校】</p> <p>②支援学校において、臨床心理士等との支援体制の充実にも努めた。【支援学校】</p> <p>③スクールカウンセラー連絡協議会（4・9月実施の研修）において、緊急、災害時の支援の在り方や体制づくり、また、スクールカウンセラー・市町村教育委員会の役割を明確化、周知するとともに、その課題について協議を行った。【市町村立学校】</p>	①スクールカウンセラー連絡協議会を年2回実施	①	教育庁	<p>①引き続き、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。【高校】</p> <p>②各校で臨床心理士より災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行うなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】</p> <p>③大規模災害等緊急事態発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】</p>	<p>①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。</p> <p>③研修会を2回実施</p>	II
II 61	被災者の巡回健康相談等の実施	<p>○地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</p> <p>○被災直後の被災市町村では、災害応急対応に追われ、避難者の健康管理など避難所支援の要請まで対応できない状況にあることを認識し、府保健医療調整本部の指揮のもと、速やかに公衆衛生チームを派遣する必要がある。公衆衛生チームの構成員の養成並びに資質の維持及び向上を図るとともに、速やかに公衆衛生チームを派遣するためのルールを検討する。</p>	<p>①府・市町村の保健師等を対象とした健康危機管理研修の充実</p> <p>②各保健所で地域の関係機関を対象に開催される健康危機管理会議及び訓練・研修等を通じて、災害時の公衆衛生活動について市町村との連携の強化を図る。</p>	<p>①年1回以上</p> <p>左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価</p>	<p>①国研修に職員を派遣し、研修指導者を養成するとともに、府において、保健所職員及び保健所設置市職員を対象に健康危機管理研修を実施した。</p> <p>②①の研修を踏まえ、各保健所において、地域の関係機関を対象に訓練・研修等を実施した。</p>	<p>①国研修派遣 6名（リザーブ研修2名、基礎編4名）</p> <p>研修開催 1回</p> <p>②すべての保健所で訓練・研修等を実施</p>	①	健康医療部	<p>健康危機管理研修については、引き続き研修指導者を養成するとともに、養成された指導者を講師として研修を実施する。</p> <p>また、健康危機管理研修を通じて、保健所が管内の市町村等の関係機関を対象に行う訓練・研修等を定着化させ、災害時の対応力強化を図る。</p>	<p>・国研修派遣 6名以上</p> <p>・府研修 年1回以上</p> <p>・各保健所における訓練・研修等を年1回以上実施</p>	I

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗評価	担当部局	令和2年度の取組み予定		分類
			取組み指標		取組み指標				取組み指標		
II 62	災害時における福祉専門職等 (災害派遣福祉チーム等) の確保体制の充実・強化	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」の体制強化を図るとともに、訓練の実施などを引き続き行う。 ○地震発生後、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、H26年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。 ○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、避難所の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣 (災害派遣福祉チーム等) やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための体制整備を図るとともに訓練の実施を行う。 □被災地における「人」の支援が重要であり、福祉分野についても専門職による支援が必要となるため、民間施設等の福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム (DWAT) を構築し、被災地に派遣できる体制を整えていく。	ネットワーク会議の開催に加え、DWATチーム養成のための研修を実施する。また、ネットワークにおいて年1回以上の想定訓練を実施する。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	災害派遣福祉チーム (DWAT) の構築に向けて、主に以下の取組みを実施した。 ○災害福祉支援ネットワーク会議を3回開催 (うち1回は、災害対応訓練を兼ねて開催) ○DWATチーム養成研修を3回開催し、255名がチーム登録 ○DWATを被災地へ派遣できる体制が整ったことから、令和2年3月26日に大阪DWATを発足	—	①	福祉部 福祉部	「大阪DWAT」の更なるチーム力の向上を図るため、養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修・訓練、ネットワーク会議の開催を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進める。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II
II 63	被災地域の食品衛生監視活動の実施	○地震発生後に、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。	食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的に行えるよう検討し実施	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	広域に流通する食品製造施設や大量調理施設等を中心に食品関係施設への監視指導を実施するとともに、府内の各保健所において食品の衛生管理等について講習会を実施することにより、平常時はもとより被災時においても食品衛生の確保が図られるよう努めた。	—	①	健康医療部	食品関係施設への監視指導、衛生講習会及び消費者への広報並びに衛生講習会を効果的・効率的に行えるよう検討した上で実施。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II
II 64	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	○地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めるときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、集中取組期間中に各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う。	感染症対応について引き続き検討を進め、実災害に備える。特に日頃からの市町村との連携体制が重要であり、継続して連携の強化を図る。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	災害時における感染症対策に関する各種通知等の周知を図る等連携強化を図った。	—	①	健康医療部	○災害時だけでなく、日頃からの市町村との連携体制が重要であり、継続して連携の強化を図る ○災害発生後の感染症予防だけでなく新型コロナウイルス感染症について、市町村と密接に連携を図り、災害発生時の対応等について事前に検討を行う。	—	II
II 65	下水道施設の耐震化等の推進	○地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成した。 ○被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、流域下水道管渠の耐震対策を進め、優先度の高いものから計画的に耐震対策を行い、その完了をめざす。 ○流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間中に逆流防止の対策を完了した。	診断・設計を実施し、対策工事を順次実施	0.3kmの工事着手	・広域緊急交通路下の管路・人孔の耐震診断・設計を実施し、耐震工事にも着手。	0.4kmの工事着手	①	都市整備部	・広域緊急交通路下の管路・人孔の耐震診断・設計、耐震工事の実施。	新たに3.4kmの工事着手	I
II 66	下水道機能の早期確保	○地震発生直後、流域下水道施設の処理機能のうち、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう策定した業務継続計画 (下水道BCP (H25年度策定)) について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。 ・地震発生直後の緊急点検 (地上からの目視) では管渠内の異常が発見できなかったため、緊急点検の内容の見直しを行う。 ・台風により受電設備が損傷した送泥ポンプ場は、電源を喪失し機能が停止したため、非常用発電機等による電源確保を進める。	①防災訓練等を通じてBCPを点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施 ②送泥ポンプ場の非常用発電機等を設置に着手 (高石・汐見・磯ノ上送泥ポンプ場)	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	下水道BCPについて、防災訓練を踏まえて、被災時の点検確認方法の見直しを実施した。 また、管渠の緊急点検について、防災訓練時に防災協定締結団体との情報伝達訓練及び研修会を実施し、地震時等の点検調査体制等を確認した。	取組み実績は左記のとおり	①	都市整備部 都市整備部	防災訓練等を通じてBCPを点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II
II 67	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	○地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ (汲取り式) を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関 (大阪府衛生管理協同組合等) との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。	①市町村担当部局との連携体制充実のため、相互支援協定締結に関する協議に参画 ②大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①市町村担当部局との連携体制充実のため、相互支援協定締結に関する協議に参画 ②大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	—	①	健康医療部	大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II
II 68	生活ごみの適正処理	○地震発生後に、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。	府内市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る図上演習等を実施	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	市町村等と連携して図上演習等を3回実施。	—	①	環境農林水産部	市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る図上演習等を実施【継続】	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	IV
II 69	管理化学物質の適正管理指導	○地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。 ○また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導、立入検査等により対策推進指導 ②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、毎年5月頃に提供。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導、立入検査等により対策推進指導 (令和元年度立入検査実績：55件) ②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、R1年5月に提供。	—	①	環境農林水産部	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導、立入検査等により対策推進指導 ②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、毎年5月頃に提供。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	IV
II 70	有害物質 (石綿、PCB等) の拡散防止対策の促進	○地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。 ○また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。	①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知【継続】 ②モニタリング時の市町村との協力体制の推進について、政令市等に働きかけを実施【継続】 ③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①業界団体や行政主催の一般、会員、職員向け研修や講演会に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知を行った。 ②政令指定都市、中核市、権限委譲市町村等と前年度の災害時対応に関する事例紹介や実務に関する情報交換を行った。また既存の「災害時石綿飛散防止マニュアル」を改定しモニタリング等の手順を定めるとともに、民間の環境分析団体と府 (及び権限移譲市町村等) が災害時の石綿調査を円滑に委託可能とするための協定を締結した。 ③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会において、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知	①計7回 ②協定締結 2団体 ③2回実施	①	環境農林水産部	①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知 ②権限委譲市等との災害時対応に関する事例紹介や、災害時実務に関する情報共有の実施 ③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	II

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅢ】「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標	取組み指標	令和元年度の実績	取組み指標	進捗 評価	担当部署	令和2年度の取組み予定	取組み指標	分類
Ⅲ 75	災害ボランティアの充実と連携強化	○地震発生後、被災者支援等に活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。 ○また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進め、集中取組期間中に登録者数の大幅増加を図る。 ○ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。 ○また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。	災害発生時のニーズとシーズをマッチングすることができる「災害ボランティアコーディネーター」の育成に向けて、府社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市町村やボランティア団体へ働きかける。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・おおさか災害支援ネットワーク会議に出席し、被災地での活動事例などをとらえ、意見交換を実施した。 また、大阪府社会福祉協議会と連携して、「災害ボランティアコーディネーター研修会」を開催した。 ・災害時の被災者への迅速かつ円滑な支援ができるよう、平時から施策等の共有を図るため、おおさか災害支援ネットワークと大阪府社会福祉協議会で、大阪災害支援連携会議を設置した。	災害ボランティアコーディネーター研修参加者 83名	①	危機管理室	大阪府社会福祉協議会と連携し、「災害ボランティアコーディネーター」の研修会を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図る。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 76	災害廃棄物の適正処理	○速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。 ○また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。	○災害廃棄物等の迅速な処理体制の構築が図られるよう市町村に対して、必要な情報提供や助言等を実施 ○府内市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る図上演習等を実施	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	○市町村等と連携して図上演習等を3回実施。 ○市町村等に対し、国と連携して災害廃棄物処理計画策定等に関する支援を実施。	-	①	環境農林水産部	○災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図られるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施 ○市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る図上演習等を実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅳ
Ⅲ 77	応急仮設住宅の早期供給体制の整備	○被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅については、「建設型仮設住宅」において市町村と連携した建設候補地を確保するとともに、「借上型仮設住宅」においては平時より関連する民間団体との連携強化、仮設住宅となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。 <借上型仮設住宅> ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度をはじめ運用したため、市町村の関係部局及び民間関係団体の支部関係者への制度周知が不十分な点もあり、速やかな連携がとれなかった。大規模な災害発生時に備え、市町村や民間関係団体等との連携強化に努める。	<建設型仮設住宅> 市町村と連携した建設候補地の確保及び体制の充実 協定締結3者との伝達訓練の実施 応急仮設住宅建設マニュアルの改訂 応急仮設住宅の建設確保用地の調査を定期的に実施する <借上型仮設住宅> 市町村等への制度に関する説明会の開催等制度の周知 <借上型仮設住宅> ○「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル」を大阪府北部を震源とする地震における課題を踏まえて改訂する。 ○市町村危機管理担当者及び住宅部局への制度説明 ○情報伝達訓練及び防災訓練の実施 ○建築振興課が主催するR1年第1回「宅地建物取引業者研修会」において制度説明を行う。(約200名) ○防災対策協議会において、市町村へ制度に関する意見交換会の実施。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価 左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	<建設型仮設住宅> 市町村と連携した建設候補地データベースの拡充 協定締結3者との伝達訓練等の共同実施(9月、1月) 応急仮設住宅建設マニュアルの改訂 応急仮設住宅の建設確保用地の調査を定期的に実施(R1年11月) <借上型仮設住宅> ○「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル」を大阪府北部を震源とする地震における課題を踏まえてR1年9月25日に改訂。 ○R1年7月24日に、危機管理室主催の災害救助法、被災者生活再建支援法等研修会で市町村危機管理担当者及び住宅部局への制度説明 ○R1年9月5日、R2年1月17日に情報伝達訓練を実施。 ○建築振興課が主催する令和元年第1回及び第2回「宅地建物取引業者研修会」において宅建業者に対して制度説明を実施。 ○建築振興課主催の宅地建物取引業関係団体役員研修会において制度説明を実施。 ○防災対策協議会ブロック別会議(計5回)において、市町村危機管理担当者へ制度に関する説明会を実施。 ○R1年11月に改訂した制度マニュアルに基づき、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度(借上型仮設住宅)地域別説明会を市町村危機管理担当及び住宅部局に対して実施。	取組み実績は左記のとおり 取組み実績は左記のとおり	①	危機管理室 住宅まちづくり部	<建設型仮設住宅> 協定締結3者との伝達訓練の実施 応急仮設住宅建設マニュアルの充実化 <借上型仮設住宅> 大阪府北部を震源とする地震での制度運用を踏まえ改訂した制度マニュアルを基に、民間関係団体主催の研修会及び市町村危機管理室部局の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価 左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 78	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	○地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。 (R6年度までの目標) □被災建築物応急危険度判定士の登録者数は10,000人を確保。 □被災宅地危険度判定士の登録者数は1,000人確保を継続。 □近畿圏で整備している相互応援体制による判定士派遣の支援を受け、計画どおり判定を実施することができたが、今後の地震に備え判定体制のさらなる充実のため、判定士数の養成、登録を進め判定体制の充実、確保を図る。 <被災建築物応急危険度判定士の派遣・支援実績> 兵庫、京都、和歌山、福井、三重、徳島、滋賀、奈良、鳥取、民間建築団体、府内市町及び大阪府から派遣支援(派遣数855人) ※被災宅地危険度判定士については、各市町にて実施。 ただし、島本町での判定においては大阪府からの派遣支援を実施。(他府県からの派遣支援は実施せず。)	①被災建築物危険度判定士 ・登録者が増加するための検討を行うとともに、講習会を開催し、必要登録者数の確保を図る。 ②被災宅地危険度判定士 ・登録者が増加するための検討を行うとともに、講習会を開催し、必要登録者数の確保を図る。	①左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価 ②1,000人確保を継続	①被災建築物応急危険度判定士 ・講習会を6回開催。計520名を新規登録した。 ・勤務時間外など電話連絡が困難な場合の応急危険度判定の初動体制を整備するため、市町村と連携し、携帯電話の電子メールを活用した情報共有等の訓練を、1月17日に実施した。 ②被災宅地危険度判定士 ・被災宅地危険度判定士講習会を3回実施。 ・被災宅地危険度判定図上訓練を1回実施。	①取組み実績は左記のとおり ②1,000人確保	①	住宅まちづくり部 住宅まちづくり部	①被災建築物応急危険度判定士要講習会(年7回)を講習受講者を増やす方策を検討のうえ実施することにより、必要登録者数の確保を進める。 ②被災宅地危険度判定士の登録者数の確保	①左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価 ②1,000人確保を継続	Ⅰ
Ⅲ 79	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	○地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。 ○集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。 □経済団体と連携し、更にBCP策定促進による災害対応力の強化を行うため、経済団体と連携した更なるBCP策定支援策を実施する。	①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催(小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) ②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 ④民間企業等との連携による普及啓発	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催(小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) 【R1】15回、688名 ②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) 【R1】78回 ③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 ④民間企業等との連携による普及啓発 ⑤大阪府オリジナル超簡易版BCP「これだけは！シート」の公開 ⑥近畿経済産業局との中小・小規模事業者の事業継続力強化支援に関する連携協定締結	取組み実績は左記のとおり	①	商工労働部 危機管理室 商工労働部 危機管理室	①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催(小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) ②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 ④民間企業等との連携による普及啓発 ⑤大阪府オリジナル超簡易版BCP「これだけは！シート」の策定方法動画公開 ⑥近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅰ

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅢ】「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和元年度の目標		令和元年度の実績		進捗評価	担当部署	令和2年度の取組み予定		分類	
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標		
Ⅲ	80	災害復旧に向けた体制の充実	○被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。 □公共土木施設等の速やかな復旧 □府有建築物等の速やかな復旧 □被災農地等の早期復旧支援	①各訓練 (風水害訓練 (6月)、地震・津波災害対策訓練 (1月) 等) を通じて、応急対策実施要領等を始めとする各種マニュアルや協定等点検し、復旧体制の確認を行う。 ②限られた人員で、被害状況を迅速かつ正確に把握し、応急対策を講じるため、ため池管理者や市町と連携した災害情報伝達訓練を行い、体制の再点検を行う。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	①6月に風水害訓練、1月に大規模地震を想定した訓練を実施し、大阪府環境農林水産部業務継続計画に沿った復旧体制の樹立について確認・検証を行った。 ②1月に大阪府 (農政室、農と緑の総合事務所) と市町が連携し、大規模地震を想定した訓練を実施。水防ため池の点検結果や被害情報の伝達訓練を行い、体制の再点検を行った。	-	①	環境農林推進部	農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い、国、市町村等との連携も含めた災害情報伝達訓練を行い、体制の再点検を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ	81	生活再建、事業再開等の関連情報の提供	○地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携、協力体制を確保、点検しておく。 1) 被災者生活再建支援金の支給 □被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づき支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 2) 雇用機会の確保 □国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置 □中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 4) 被災農林漁業者の経営支援 □地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策と連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。 5) 住宅の供給 被災者が安定した生活を送れるよう、集中取組期間中に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。 ○今後起こりうる南海トラフ地震など、大規模災害により被災した、住家、農家、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を、的確に提供するため、情報提供体制の強化を図る。	①災害時の情報発信に関して関係部局間で協議	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	R1年11月府内関係部局に対し、災害救助事務の担当部局等の確認を実施した。	-	①	危機管理室	研修等を通じて、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等を周知する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
				②研修・訓練の実施等を通じて、OSAKAしごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証 (点検、課題整理、改善方法の検討等) やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKAしごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	②H30年度に改定したOSAKAしごとフィールドの業務継続計画に基づき、国の対策と連携した就業支援体制の早期確保ができるよう、非常時優先業務等の周知徹底を図った(5月)。また、全庁訓練 (1月) 等に合わせ、受託事業者やハローワークコーナー等連携機関と本計画の確認や点検、情報共有を図った。	-	①	商工労働部	②研修・訓練の実施等を通じて、OSAKAしごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証 (点検、課題整理、改善方法の検討等) やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKAしごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	
				④制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	関係職員・団体向け制度資金説明会等や、分かりやすく改良した検査指導課ホームページなどを通じて、農林漁業者が災害時に活用できる制度資金の周知を行った。	9会議・190名参加	①	環境農林水産部	④制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	
			⑤部初期体制マニュアルを随時見直し住まい情報提供室の迅速な設置に向けて関係部局間で協議する	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・住宅まちづくり部地震災害初期体制マニュアルの見直しを行った。(部内情報共有、代替執務スペース等) ・非常災害時において「住まい情報提供室」の迅速な設置に向け、総務部と協議し課題の共有等を行った。	・実施 ・1回以上実施	①	住宅まちづくり部	・訓練により判明した課題や新型コロナウイルス感染症等の最近の社会状況等を踏まえ、マニュアル見直しを行う。(部災害対策本部会議でのWEB会議導入、タイムライン見直し等) ・住まい情報提供室の迅速な設置に向けて関係部局間で協議する。	・1回以上実施 ・1回以上実施		
Ⅲ	82	大阪府復興計画策定マニュアル(案)の作成・充実	○被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画(注)策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。 ○引き続きマニュアル(案)の充実を図る。	マニュアルについては、随時見直しを行い充実を図る	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	市町村とのワーキングにより、大阪府復興計画策定マニュアルの内容について確認を行った。	-	①	政策企画部	組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアルの改訂を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ	83	大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂	○迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン(H17策定、H26改訂)」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。	周知・習熟の取組を踏まえた、ガイドラインの再点検・充実や市町村への事前復興の取組を引続き働きかけ。 また、大阪府市町村都市計画主管課会議や市町村とのワーキングにより事前復興の取組みを推進	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	・大阪府市町村都市計画等主管課長会議にて、「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を周知(5/17) ・都市防災推進協議会において、事前復興の取組みへの交付対象事業拡充について国への要望活動を実施(7/12) ・市町村とのワーキングにより取組みを推進(7/23、10/11、1/21計3回) 第1回ワーキング：「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の内容確認 第2回ワーキング：熊本地震からの復興についての講演(益城町職員)等を実施 第3回ワーキング：復興都市づくりの図上訓練を実施 ・都市防災推進協議会の研修会にて、事前復興の取組み状況についての講演(首都大学東京 中林名誉教授)を実施(11/14)	-	①	都市整備部	引き続き、講演会の実施などにより市町村における事前復興の機運を高めるとともに、大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な復興都市づくりに向けて、図上訓練での復興手続きの実践などを通じて、ガイドラインに示した行動手順の習熟と改善点の抽出に取り組む。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ	84	復旧資機材の調達・確保	○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材(建設資材、木材、機械)の調達・あつ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。	引き続き、関係機関との連携を図り、確固たる体制を確立するよう取り組んでいく。	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	確固たる体制の確立に向けて、関係機関との意見交換を実施した。	-	①	環境農林水産部	引き続き、関係機関との連携を図り、確固たる体制を確立するよう取り組んでいく。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ	85	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行	○円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。	国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施	左記の取組みの達成状況をR1年度末に評価	国による代行手続きの事例等を収集確認した。	-	①	全部局	国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ	86	地籍調査の推進	○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。	○市町村へ向けて官民境界等先行調査の実施を促進	104km2/約123km2(H30) ⇒約108km2/約123km2(R1)	○市町村へ向けて官民境界等先行調査の実施を促進	約108km2/約123km2	①	環境農林水産部	○「大阪府の地籍調査促進戦略2020」を策定 ○市町村へ向けて官民境界等先行調査の実施を促進	108km2/約123km2(R1) ⇒約112km2/約123km2(R2)	Ⅰ

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

府の行政機能の維持									
シ ョ ン	No.	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和元年度の実績	進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定	分 類	
行政	87	大阪府の初動体制の運用・改善	<p>○南海トラフ巨大地震等を想定し、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」をH26年度に改訂したが、東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。</p> <p>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCP（業務継続計画）を改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・大阪府は、大阪北部を震源とする地震において、市町村の被害状況を把握・支援を行うために、発災当日に先遣隊を派遣、その後も現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など、迅速に人的支援を行い一定の機能は果たしたが、南海トラフ地震等の広域的な災害を想定し、被災地への支援等、活動体制の強化を行うため、庁内の人的支援要員の把握や、交通機関の途絶や職員自身の被災などにより、参集が難しい職員が多数想定される場合にも備えるため、全庁体制による迅速な初動体制の確保を進める。</p> <p>・災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、非常時優先業務に必要な人員を確保できたが、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</p> <p>□今後の災害に備え、府民自らが判断し行動がとれるよう、災害情報を集約・整理を行い、様々な事業者と連携・協力のうえSNSなどあらゆるツールを活用して発信するような情報マネジメントの強化を図る。</p>	<p>①平成28年4月から順次、発災後3日間に対応した職員用備蓄を確保した。</p> <p>②BCP検証訓練の実施や、新規採用職員研修等でBCPを説明するなど、災害対応力の向上を図った。</p>	①	<p>全部局</p> <p>全部局</p>	<p>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCPを改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</p>	II	
行政	88	大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保	<p>○地震発生後に、既設回線が被害を受けた場合でも、必要な防災情報を迅速かつ的確に収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるよう、H26年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。</p>	○防災行政無線設備について、適切に保守点検を行い、情報連絡体制を確保した。	②	危機管理室	○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。	II	
行政	89	災害時の府民への広報体制の整備・充実	<p>○地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、駅間停車が発生し、運航停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じ、主要駅を中心に利用者の滞留や混乱が見られたため、鉄道利用者への情報発信の充実・強化を行うことや、災害に対する基礎知識、経験のない訪日外国人等が、交通情報等必要な情報を入手できず混乱が生じていたため、訪日外国人の視点に立った多言語対応による情報発信を行う。</p> <p>□災害対応初期期の行政間、特に市町村から避難所への情報伝達が十分でなかったため、避難所への情報提供方法の検討を行う。</p>	<p>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害時情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替、SNSで発信等）を実施</p> <p>○災害時情報発信について関係部局と協議</p> <p>○H30年度に府HPに導入した自動翻訳機能サービスを引き続き実施</p>	①	<p>危機管理室 政策企画部 府民文化部</p> <p>危機管理室 政策企画部 府民文化部</p>	<p>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害時情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替、SNSで発信等）を実施</p> <p>○災害時情報発信について関係部局と協議</p> <p>○H30年度に府HPに導入した自動翻訳機能サービスを引き続き実施</p>	II	
行政	90	都府県市間相互応援体制の確立・強化	<p>○地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都県市、九州地方知事会、中国地方知事会、四国知事会との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。</p> <p>□今回の地震は、出勤時間帯に発災したことで、また府県域を超えて通勤・通学している人が多く、影響が広域に及んだ。広域連合をはじめ鉄道事業者など、広域連携による帰宅困難者対策の取組を推進する。</p>	<p>関西広域連合において、R1年9月に、「一斉帰宅の抑制」「ターミナル駅周辺等の混乱防止」「一時滞在施設の確保」「帰宅支援」など、一連の帰宅困難者対策について、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」が策定されたところ。府でも、このガイドラインに沿って、防災訓練に参加するなどの帰宅困難者対策に取り組んだ。</p>	①	<p>危機管理室</p> <p>危機管理室</p>	<p>引き続き、関西広域連合において策定された「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に沿って、防災訓練に参加するなど、帰宅困難者対策に取り組んでいく。</p>	II	
行政	91	健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化	<p>○地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府及び大阪市からの要求に応じ地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）が迅速かつ必要な対応を取るとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所との相互協力体制を確立、強化する。</p>	<p>「地方衛生研究所全国協議会近畿支部総会（年3回）」及び「地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議（年2回）」へ参加した。これらの会議において、昨年度改正作業した広域連携マニュアルの改訂版を確認するとともに、別紙1「自治体連絡窓口リスト」と別紙2「地方衛生研究所連絡窓口リスト」を更新した自治体及び地方衛生研究所の連絡窓口リストを更新した。また、地研近畿ブロックの健康危機管理模擬訓練や同訓練の検討会議に参加するなど、相互協力体制を確認した。新型コロナウイルス検査に関しては、広域連携マニュアルに基づいて和歌山県へ、検査業務の協定書に基づいて東大阪市へ検査協力した。</p>	①	健康医療部	<p>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の発生・流行に関しては、昨年度から引き続き近畿府県地方衛生研究所間で連携して、検査など協力していく。</p>	IV	
行政	92	発災時における地域の安全の確保	<p>○地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。</p> <p>□被災地及びその周辺において、警戒活動を実施する。</p> <p>□ヘリコプター等を効果的に運用し、被災情報の収集、被災者の捜索救出や物資等の空輸及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。</p> <p>□被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。</p>	地震による派遣実績なし	①	警察本部	有事に備え引き続き体制を確保するとともに、個々の対処能力の向上に努める。	II	
行政	93	緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進	<p>○地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊（注1）について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。</p> <p>○また、いわゆるハイパーレスキュー隊（注2）について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。</p> <p>○また、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形で広域化を研究する。</p> <p>□広域消防相互応援を円滑かつ効果的に行うことができる災害発生状況や消防活動状況の情報収集に課題があった。応援要否の判断などに活用できるような情報共有体制の確立のために、可能な手法の検討を進める必要がある。</p>	<p>○大規模災害時において、緊急消防援助隊の大阪府への受入体制の確保に万全を期し、府災害対策本部や府内消防本部等と連携を図るため、大阪府庁に設置される消防応援活動調整本部の運営にかかるマニュアルを策定し、更なる充実強化を図った。</p> <p>○「大阪府消防広域化推進計画」に基づき、府内消防本部における消防広域化や連携協力への協議、調整を図った。</p> <p>○府内の被害状況を的確かつ早期に収集し、効果的な府内応援及び迅速な緊急消防援助隊の要請を実施するため、府内の被害状況確認要領を作成し、情報共有体制の充実を図った。</p>	①	<p>危機管理室</p> <p>危機管理室</p>	<p>○消防応援活動調整本部のマニュアルについては、訓練等を通じて必要に応じ見直しを図る。</p> <p>○「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局・ブロック幹事消防本部と連携し、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図る。</p> <p>○広域化や市町村間の連携協力の機運醸成が図られた市町村において、順次、消防広域化や市町村間の連携協力を実現するため、協議・調整を図る。</p> <p>○府内消防本部における受援計画が未策定の消防本部に対し、計画策定の働きかけを実施。</p>	II	
行政	94	救急救命士の養成・能力向上	<p>○地震発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。また、救急業務全体の質の向上のため指導救命士を早急に養成し、維持する。</p>	<p>○大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を140名養成</p> <p>○指導救命士を30名養成</p> <p>※府内救急救命士資格者数：2,162名（H31.4.1現在）</p>	①	危機管理室	○大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を計画的に養成するとともに、救急業務全体の質の向上のため、指導救命士を養成する。	II	
行政	95	救出救助活動体制の充実・強化	<p>○地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。</p> <p>○地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。</p>	<p>災害関係装備資機材の計画的な購入、配備を実施した。</p> <p>個々及び部隊として救出救助技術の向上のため訓練を実施した。</p>	①	警察本部	有事に備え引き続き体制を確保し、災害現場での対処能力の向上に努めるとともに災害関連資材の拡充に努める。	II	
行政	96	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	<p>○災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員）や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員（緊急防災推進員）が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。</p>	<p>・9月に基礎研修、12月に災害対策本部事務局員研修のほか、土木事務所において研修を実施</p> <p>・12月にチェックリストを作成</p> <p>・1月の訓練でスキルアップを図った</p>	①	危機管理室	<p>・基礎研修、災害対策本部事務局員研修のほか、土木事務所において研修を実施</p> <p>・1月の訓練でスキルアップを図る</p>	II	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

府の行政機能の維持

ミ シ ヨ ン	No.	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和元年度の実績	進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定	分 類
行 政	97	発災後の緊急時における財務処理体制の確保	○地震発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、訓練等を通じて実効性を確保しておく。	○令和元年度 大阪府地震・津波災害対策訓練時に、緊急時の財務会計処理に係る訓練（指定金融機関との支払データ連携事務）を実施した。	①	会計局	○大阪府が実施する地震等災害対策訓練時に、緊急時における財務処理に係る訓練を実施する。	II

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

市町村の計画的な災害対策推進への支援

① 概ね計画どおりに進んでいる
② 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ ョ ン	No.	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和元年度の実績	進捗 評価	担当部局	令和2年度の取組み予定	分 類
市 町 村	98	市町村地域防災計画の 策定支援	○「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、大阪府地域防災計画を反映した修正が行えるよう指導・助言および支援に努める。 □大阪府北部を震源とする地震などでは、市町村における初動体制の構築や災害対策本部の運営、避難所運営などで課題が見受けられたため、市町村自らの災害対応能力の強化を図るための方策の一つとして、市町村地域防災計画の改訂支援を行う。	①防災・災害対策の推進の基本となる市町村地域防災計画の修正等が効率的に進むように、大阪府地域防災計画を修正する度に修正のポイントを整理したチェックシートを作成。 ②市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を実施 (地域防災計画の修正を行った市町村) 13市町村	①	危機管理室 危機管理室	○大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。 また、市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。	IV
市 町 村	99	地区防災計画の策定支援	○全市町村において、地域の自助・共助を推進するため、国が策定したガイドラインに基づき、地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施など支援する。	・府内市町村へ策定状況等の調査を実施した。 ・自主防災組織リーダー育成研修で地区防災計画作成の取り組み事例の紹介など情報提供を実施した。	①	危機管理室	・地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施など支援する。	IV
市 町 村	100	地震災害に備えた 市町村に対する支援	○「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法 (H26.3)」に基づき、内閣総理大臣の推進地域の指定 (府内42市町村) を踏まえ、同法に基づく推進計画を策定できるよう市町村に対し働きかけや支援を行う。 ○集中取組期間中には、「津波防災地域づくりに関する法律」により、知事が設定した津波浸水想定 (平成25年8月19日設定) を管内に含む沿岸市町の全てが推進計画を策定できるよう支援を行う。 ○地震発生後も市町村において、必要な行政機能の維持を図るため、市町村BCPの策定・充実等を支援する。 ○計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村の対策の立案・実行が必要であることから、府として様々な支援に努める。 ○とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内での取組みの均てん化を図るため、市町村から求めがある場合は、その緊要性に鑑み、府の専門人材の派遣を検討する。 ○庁舎の被災により、災害対応機能の不全や行政サービスの停滞が生じることの無いよう、市町村庁舎の耐震化を働きかける。 ・市町村における災害対応体制の強化のため以下の取組を実施 ①緊急防災推進員と市町村職員の連携強化 ②市町村職員の災害対応力強化 ③市町村受援計画策定支援 ④市町村応援体制の強化 ⑤避難行動要支援者支援に向けてボランティア団体等と連携強化 ⑥「防災証明発行業務」の支援	○市町村BCPに関する取組み ・府内市町村の業務継続計画のうち、特に重要な6要素や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握し、消防庁が発信する通知「地方公共団体における業務継続計画策定状況等及び非常用電源の確保状況等について」とあわせて必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行った。 ・庁舎の非常用電源確保等停電対策強化に向けた国の補助事業や、緊急防災・減災事業債の対象拡充等、市町村にとって有益だと思われる情報の提供及び相談対応を行った。 ・消防庁主催の研修「市町村における業務継続計画策定研修会」に参加し、参加市町村における取組状況や課題などについて情報収集を行った。 ①No.96と同じ ②各種研修等を実施し、市町村職員の災害対応力強化を図った。 ③No.50と同じ ④災害対策車、リエゾン用モバイルPC等を整備し、市町村応援の際の資機材を強化した。 ⑤No.22と同じ ⑥住家被害認定研修を実施し、市町村の罹災証明書発行業務の強化を図った。	①	危機管理室 危機管理室	○市町村BCPに関する取組み ・業務継続計画のうち、特に重要な6要素や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握し、必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行う。 ①No.96と同じ ②令和2年度については、研修予算がないことから費用のかからない範囲での研修実施に努める。 ③No.50と同じ ④整備資機材が有効活用できるよう習熟に取り組む。 ⑤No.22と同じ ⑥引き続き住家被害認定研修の実施等を行い、市町村の対応力強化を図る。	IV